慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾所在近世文人書簡筆跡類総覧(三) : 三田メディアセンター貴重書室(その二)
Sub Title	Transcripts of autographic letters and calligraphy works of pre-modern Japanese scholars and poets housed in Keio University (3) : the rare book room in Mita media center (part 2)
Author	堀川, 貴司(Horikawa, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2016
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.51 (2016.) ,p.63- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20160000-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾所在近世文人書簡筆跡類総覧（三）
三田メディアセンター貴重書室（その二）

堀川貴司

はじめに

前回に引き続き、二七年一〇月に貴重書として整理されたもののうち、古賀家関係の書簡筆跡類を紹介する。

慶應義塾図書館所蔵の古賀家関係資料は、精里―侗庵―謹堂と続く幕府儒官の古賀家蔵書の中核部分が宮内省に献納された（宮内庁書陵部古賀家本として現存）以後も家に残された自筆本・文書等のうち、大井啓光氏を経て一九三二・三三年に購入されたものという（眞壁仁『徳川後期の学問と政治　昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』名古屋大学出版会、二〇〇七、四一頁）。前回の國分剛二氏旧蔵資料とともに未整理のままであったのが、今回紹介する二点六軸である。

翻刻掲載の許可を頂いた三田メディアセンター、調査等でお世話になった筒井利子氏に深謝申し上げる。なお、早く整理済の古賀家関係資料中の書簡筆跡類も相当数あるが、これは次回以降に紹介する。また、関連資料の調査が行届かず考証不足が多々ある。これも次回の補足を期す。

凡例

＊取り上げた作品は順に通し番号を付す。合装の場合は個々の作品に付す。

＊作品名は、図書館での命名に従い、さらに個別の作品について、書簡の場合「某書簡（某宛、某年某月某日付）」、漢詩文等の場合「某自筆「〇〇」詩懐紙」「某自筆七言絶句掛幅」などと私に命名し、自筆でないと認められる場合は「〈写〉」を添える。

＊書誌は本紙の料紙（楮素紙の場合は記述しない）・寸法、箱書・附属文書を主とする。

＊解題は、成立年代、筆者の詩文集等所収作品の場合はそれとの本文異同などを主とする。本文中の印記は解題に記す。考証には前出眞壁氏著および坂口筑母『儒者の時代―幕末昌平校の詩人たち―』第一巻（明石書房、一九八四）、生馬寛信『古賀穀堂』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、二〇一五）、『佐賀県近世史料』第八編第四巻（佐賀県立図書館、二〇一三）所収古賀穀堂著作等を参照した。

＊翻刻は、原則として現在通行の字体を用い、句読点・ナカグロ・カギ括弧を補う。小字は〈　〉にて示す。虫損・破損等により欠けている文字は「□」「［　］」、難読の文字は「■」とし、推読可能の場合は右傍に（　）にて示す。明らかな誤字脱字の場合も同様に（　）にて示す。特に必要な場合は原本の改行や字配りのとおりとし、その他は原則としてオイコミにする。

［古賀家草稿］　133X/154/1

巻子本一軸、軸長二九・八糎。茶色無地裂表紙（二八・〇×二二・〇糎）、見返素紙、牙軸。金箔地題簽あり（文字なし）。

一　古賀精里上申書案（林述斎宛カ、〔文化七年（一八一〇）二月付）

一七・五×九一・三糎（二枚継、首尾切断）。イタミあり。「服部善蔵」は服部栗斎、麹町教授所の儒官で、寛政一二年（一八〇〇）死去なので、精里没年（文化一四年）までの間の唯一の午年である文化七年と推定。「良佐」は尾藤二洲。末尾次行の墨付きがわずかに見える。

浪人服部善蔵江、於番町屋敷地面拝借被　仰付、教授手広ク仕候様被仰渡置、善蔵死後者悴順次郎引続教授心得罷在、猶又私共両人江右場所之儀心副候様、摂津守殿より御書付を以被仰渡候。依之私共申訳之上、良佐儀右場所江月々罷出、講釈をも仕、門弟共引立候様諸事心配仕居申候処、近来痛所差募、其儀難相調候ニ付、右代リ弥助罷出、見廻リ等をも可仕候処、受持之勤

方さへ手張申候ニ付、何分右場所江罷出候儀、不任所存候。一体取締等之儀、只今之分ニ而者相調兼可申、且順次郎儀最早若年共難申候得共、身持不検束ニも有之哉ニ風評有之、其実否ハ不明白候得共、全ク来歴も無之沙汰のみ共不被存候。当人学問も未熟之所、格別出精も不仕様ニ而者、教授方も行届兼可申、於私共も気之毒奉存候間、御手前様御宅江順次郎を御呼被成候而、猶又厳密ニ勤業いたし、諸事不取締等無之様、急度御訓戒を被成下候様、以御勘弁御取計被下度奉存候。私共儀蒙御達候儀ニ御座候処、只今之通ニ而者行届不申儀ニ付而、此段申上候。以上

午二月　　古賀弥助

二〔古賀精里・尾藤二洲往復書簡〕（某年七月二三日付）

本紙一六・八×一五五・九糎（四枚継）、付箋六枚を貼付。冒頭イタミあり。いわゆる寛政三博士のなかで、二洲は歩行不自由のため学問所敷地内に屋敷を拝領していた。そこから出たいとの上申書案につき精里に意見を求め、その意見を記した書簡に二洲がさらに付箋で反論・注記したものと推定される。「寒泉」は岡田寒泉、「祭酒」は大学頭林述斎、「越中」は松平定信。柴野栗山の名が見えないので、その没年である文化四年以降の可能性が高いか。

一、御別紙案拝見仕候。然処此御文面ニ而者、一向筋□難解相見申候。子細ハ、御外宅ニ而候得者、御往来も当今よりハ格別御苦労之処、応接等御面倒之由ニ而御引移被成度トノ儀、此節応接へ如何程之儀も無之候。御宿疾御平愈（「様」ミセケチ）ニ付而、御外宅御願ト申候而ハ、其理順ニ有之候得共、御不勝レニ付而之御外宅ト申ハ、世上ニ而一向合点不仕儀ニ候。是第一難ニ而候。

（付箋）応接ト申事ハ不得已申候ニて、実ハ四面騒ヶ敷困ミ候故ニ御座候。心静ニ養度と申事、右喧ヲ避ケ度ト申事ニ御座候。此意難通段如何ニも左様可有之候へハ、猶考見合申候。

一、昨日も寒泉江序ニ及此沙汰候。事不容易ニ付而、定而御内評ニ而も被成候儀ト相察、申出シ候処、いまた何タル儀も不承候由、是ハ私より早ク御先ニ廻り候様ニ而、思召も奉恐入候。乍然何事も以道誼相期待仕儀ニ付而、深ク御秘シ被成候思召ニも有之間敷奉存候。御海恕可被下候。

（付箋）寒泉へ秘スルニハ非候へ共、涓埃之報モアラズシテ少シニテモ逃レ度申候ハ、、此翁必不可トシ留メ可申候得ハ、只今迄打明ケ不申候。老兄ト祭酒ハ御存知ナクテハ鄙願も難申出候へハ、内々御噂申候ニて、御噂申候ハ即チ願ヲ申立ルニて御座候。老兄御承知ナケレハ祭酒も不承知、祭酒不承知ナレハ政府もツカへ申故ニ候。

寒泉沙汰、最初　辟命之時、老兄御病気ニ付三日御礼等ニハ不及御出、元日斗之御勤ニ而、平生ハ聖堂儒者ト申儀ニ而、御場所中故相勤リ候ト之儀ニ御座候由（以上一七字補入）、然者外宅今更ニ到リ候而も、初之仰渡之意味ト大ニ齟齬仕候。是第二難ニ而候。

（付箋）被召候時之仰ハ越中殿執政ノ時也。彼一時也。今不必見訪ト存候。

一、是ハ至而難申儀候得共、夫子在陳之厄ハ有故テノコトなれ、餓困ノ顧慮も無之ハ勿論ニ而候。今餓困ト云ニハ不至事ニ御座候得共（以上五字補入、「而候」ミセケチ）、御養生ノ為ニ御外宅ト申候而、先外宅ハ如何被成儀候哉。御借宅カ又ハ拝領地江御屋作ニ而も被成候哉。此雑費大サウニ而候。且外より御勤候時者、輿夫僕従等之費広大、中々御手軽ニ而も一通ニ而ハ無之候。俸米等縦令御優待ニ而仍旧候ニもせよ、是ハ妄意すへきニもあらす（以上一二字補入）、然時者中々御弁へ被成間敷候哉ニ被存候。是等世人之甚解シ不申儀ニ而候。何ソ御激弱ニ而如此、トナラテハ取不申候儀又必候。是第三難ニ而候。

（付箋）借宅拝領地ハ預メ難定候。僕従等一切費用ハ皆其積リ御座候。ケ様之事ハ寒泉ニ習候故、大略心積リ御座候。御役扶持ハ勿論辞シ候而ノ積ニ御座候。其外諸藩之謝金も皆辞シ候積、前後心配致し置候。ケ様ノ事ハ御掛念被下間敷候。

右三難之儀、何とも相分不申事ニ相成候故、事六ヶ敷候へハ、御文通も申候ひキ。今容易仮合ニ如此之事可被仰立様無之、殊軽卒之様ニ而者猶々物議可懼候間、猶寒泉江得ト御談議被成候而者有之間敷哉。進退等之儀者、飲水冷暖自知之類ニ而、人ト不議と申儀有之候而、寒泉江も難被仰談可有之候得共、

（付箋）冷暖自知之所ハ寒泉へも談シカタク、談スレハツマリ事行キ不申候故、今迄ハ不談候キ。然し老兄より御咄御座候上ハ、不及是非、今日荒増申遣候。

如右何之故もなき御自由之様ニ而被申候文面ニ而者、相聞へ申間敷候間、枉而一往御談合被成、条理相具候上、御心願否

ト移り候様奉希候。万々不得已鄙見ヲ以此文面ヲ潤色仕候ニハ、（付箋）此以下御改竄之所、猶篤ト相考へ相認可申候。寒泉も存知之上ハ、彼へも談シ、文言等定メ可申候。鄙意ハ唯静ニ保養シ講書等相勤候外ハ自宅ニて意ニ任セ過し度ト申迄ニて、ソレニテモ講席等カヽズ候ハヽ、可也之御奉公ニハナリ可申ト存候ニて御座候。

御場所御勤被成候処、逐年御病身ニ而十分（以上二字補入）御勤難被成（「候付而ハ」ミセケチ）☆、誰ソ代人（「ニ而も」ミセケチ）被仰付、私儀ハ外宅被差許（「被成」ミセケチ）度、尤学務も相勤り兼申儀候得共、儒学ニ而被　召出御大恩之儀ニ付而者、御辞退ハ難申上、成丈外宅より云々ト申儀ニ而も可有之候哉。（行間書入「コヽハ俗ナルヘキカ、任筆故不成語御アイサツノ語ナラン、御支配江出ル文面トハチカヒ、少シ周旋ナクテハ外宅云々ノ移リニナリ兼可申也」）

☆ノ所ニ入ヘキカ　学問所御興隆之御半ニ而頃年来勉強相勤候得共、病症相勝レ不申候故、不勤引込等多ク相成、当時御引立之御半、同役人（「少」ミセケチ）も有之候。付而ハ猶又御主法通行届兼候様ニ可相成、甚以奉恐入候ニ付、如此ナレハ大意ハ相聞候様覚申候。例之率直之論、千万御高免可被下候。御覧急度御投火奉祈候。是ハ任筆御使も待せ候而も御答候付而尤前後錯乱之為体ニ而候。以上

七月廿三日

三　〔古賀精里〕指示書案（〔寛政一一年（一七九九）〕年一二月二一日付）

一七・〇×三一・二糎。寛政一二年完成、翌享和元年に刊行された『孝義録』編纂に関するものと推定。

正月中比清書取調、夫より校合とち等へ懸、二月中ニ可相調凡積り

一、助筆増人之儀者、先以両人ほと早速よりも被仰付候様仕度候。是ハ伝文を認させ候為ニ而候。目録ハ銘々可相認候。

一、懸合不相済節ハ、夫丈延引不及力候。

但シ懸合返早ク無之共不差支、御主法被相立候ハヽ格別ニ御座候。

一、右之通於被仰渡ハ、年内廿五日迄ニ休、春ハ八日より出勤可仕候。

一、於相成者、明廿二日明後廿三日間、寄合有之とくト申達

（「談」ミセケチ）度候。

右書付竹田十吉を以助筆中江見せ、相違無之由ニ付而、万一諸国懸合延引之節ハ、跡助筆江引譲リ置、其余者手明キ之趣大学頭江申談、御目付方ニも其旨を以内談いたし候也。

右之趣良佐も承知之上取計之事。

未十二月廿一日

四〔古賀精里〕上申書草稿

一五・七×八一・五糎（三枚継）。加筆訂正甚だしいため、挿入部分を【　】でくくり、ミセケチ部分に―を上書して示す。移動の指示については煩瑣になるため表示を省略、移動後の形で示した。内容は、文化三～四年（一八〇六～七）のロシアによる蝦夷地襲撃に関わるものか。この事件に関する精里の著述については、「擬答牒」（漢文体、『精里全書』巻二七所収）の他に『侗庵雑編』（石川武美記念図書館成簣堂文庫所蔵）所収の林述斎宛和文意見書の下書きの存在が指摘されている（近世儒家文集集成一五『精里全書』ぺりかん社、一九九六、の梅澤秀夫氏解題）。未見のため、比較検討は今後の課題であるが、関連性は高いだろう。なお、近年の研究で侗庵著とされるようになった「極論時事封事」（漢文体、精里著として『日本経済叢書』一七所収）と前記意見書の内容の近似性を梅澤氏が指摘しているが、この四および五とも似通うところがある。

一　此節之儀【事委敷儀者不存事ニ御座候得共、外面承知并伝聞を以可考候得者、】先年以来之手続、先方之仕向ケ者、【扱(ニ)】皆訳合相分り居、此方より小【之】御あしらい方ハ前後之都合呑込難キ所有之候。ケ様之儀世上之論も心得違ひ【ニ而】何共条理無之候を、却而国風之手之【の】事之様ニ共覚居候も可有之哉、是増甚敷誤リニ而候。敵より【も】何を申入るも、此方を【ハ】分らぬ国柄ニ而者ニ而、しかも蝦夷地之備なと之様ニ脆ク逃走リなと仕候を見候而者【いたし】、存外ニ【頑愚にして弱き様ニ】見侮り可申ハ必然ニ候。依之是迄之条理無之小【過去りたる儀者】致方無之候得共、此以後ハ条理相立様有之度奉存候。「古者兵交、使在其間」とも有之、使之往来有之候上者、曾而和に相成候訳ニ而者無之候。只今迄之通、一向分らぬ【儀者】御あしらひ（「い」ニ上書）之様ニ而者、敵も弥見侮り、却而【彼より】「辞を奉して討罪」と云勢ニ可相成、猶夫より

も気毒なる儀者、日本国中之諸侯下々迄も、我方の分らぬ様ニ存候而者、自然と解体之様ニも相成、「【師直ヲ為壮】師曲為レ老」と有之候如ク、以後兵理気も振ひ不申、敗徴ト可相成候。右ニ付而者、先方より申越たる儀共有之候ハヽ、一々ニ其訳を【箱館奉行より】御返答いたし候様被成度奉存候。【彼ノ下ニ而】申たる儀者、【此方よりも】下ニ而早ク返答をもいたし候様有之度、【及延引】兎角ケ様之儀疑惑【者遅候】いたし候様相成候而ハ、自然先方ニ強ミを付ケ、由味方ハ弱ミト相成様ニ而候。

昔范仲淹西夏ノ押ヘニ参居候時、【夏主】元昊より悖逆之【朝廷乱りタル事を報申たる】書簡を送り候を、ケ様之書叙聞ニ達すへきにあらすとて、直ニ使者の前にて焚捨候ニ付、【朝廷】凡庸之役人抔ハ、仲淹可斬ナト申候得共、左様ニ不被致、後証ニ元昊も降リ申候儀有之候。【是ハ仲淹一命を托て■行ひたるニ而】、前条専職事行レ候ハヽ、向後ハ使船なと参候時、理窟之分りたる儀者永評議ニ不及、直ニ相答候様ニも被仰含度奉存候。

扨右之通、此節之御取扱、前後之都合、此方ニ而も難呑込所有之【候故】、言葉に乗り不申候所有之候。乍然【先ニ而可相差事も】大意を申候而【得者】、新ニ通商【通信】を不被免候。祖宗之御法制故、古来力の及ひ御拒被成儀ニ候。其外之御仕成シ等迄、皆永旧例によりて被成候儀を相咎メ可申様無之、我国之法魯西ア之如くならさる者、則魯西ア之法之我国之如くなる事不能も同前ニ而之趣ニ而、強ク国法を御言立被成候方可然哉。且蝦夷地界等之儀も是等ハ彼より何と申哉も不相心得候得とも【難論候得共】、是迄松前より【古来之証拠歴々可有之候様ニ是迄】租税を取来リたる所を敵【国ニ】ニ可歩【相渡】様仕候之趣等ニ而も可相済【新ニ其地を開■為■】【■ニして】然哉。一体我国をハ堅片律義【之風】之様ニ評シ候哉ニ相聞候得者、辞命之間ニも【祖制】旧法之こち付ケニ而、【其頃之乱妨を責メ、此節】不都合之所も聿詞相立可申候。扨右之通之儀候処、去年之乱妨有之【のみ】【訳なき事且国書来をハ拒ミ】【且使節之通信通商を不許】乱妨ニ而通信を許候而者、世界ニ一国を立居候儀も不相成【事ニ候得者■■の国と共■■候共不相叶事も】何れ其訳を立たレハ、我下ニも具合不相成候。是非【共ニ】可遂一戦、若戦を不好ハ侵地を帰し、夫々之事を致す夫を汐にして、通商をも可差許なと、相移り候都合も有之哉ニ奉存候〈此所尤臨機而取扱ニ可有之候。今事之次第曲折をも不存候故、先大意計書載仕候。〉兎角右様之事有之、敵も【心得】味方も不得止事、

戦にも相成候御主意【も】呑込候様無之候而者、【其事■味方ニ者】明其為事々敷儀出来兼可申候。只今迄之通ニ而者甚御秘密之被成様【■晦闇昧にして】日本人之人情、無拠干戈にも及ヒ候訳合明白ニ不存、人々【含怒向赴敵候義気奮発】気振衒引立不申様、依之【いらざる事々ケ様ニ成行候様ニ存候】何角と物ニ驚や有之、是ニ而者勝敗も無心許【天変時欠なと申儀も打参候■ニと有之候。右様之所明白ニ】被存事、此儀甚失乍卒忽、管見之所申置候。相分り人心も落着候ハヽ、自然ト浮説も定り可申候様ニ奉存候。前条之■…■之処】蒙古襲来之時者、日本江降参を致させんとの儀ニ而候。此節ハ通信通商之望ニ而候。是故に蒙古は大軍俄ニ襲来、此節の小前を以何角と申和議を致候様に仕懸ケ御座候得共ニ而候。其所ハ大ニ違ひ申候。

但兵機之儀【事】者居近ニ而【預メ】難論【儀ニ而】、万一敵船を【欺き】引付摧破いたし候儀、慥なる見込有之候ハヽ【御取上候儀ニ而】右使命等之■儀ニ及申間敷候。左様無之候ハヽ、先度之返答ハ明白ニ被成候様可有之奉存候。是迄之所【を以】敵より頑愚柔弱之様ニ【分らぬ所有之と】侮られ候而者、自然為憚る所もなく、我【為之】弱ミト相成候儀ハ種々有之候故御座候。

五　〔古賀精里〕上申書草稿

一五・七×八九・〇糎（四枚継）。加筆訂正の跡を四同様に示した。四で触れた意見書下書きには八項目のうち「去弊」もあるとのことなので、これも関連するものであろう。

二　去弊

一、御治世■■【御】威光【ニ而】益盛ニ有之候故、御役人諸大名之領内ニ【江】江出候得者、其勢江戸ニ有之時よりハ致十倍候。依之諸家之取持大摠之儀ニ而【方ならす】縦令ハ人足壱人馬壱疋ニ而者之先触ニ候得者、壱人壱疋も相備候様ニ上下之賄【朝夕之旅食】并領主より役人等相付ケ候故、御役人一頭人通行候而も巣木之雑費【甚シク】可相成申候【儀候処、右様之利害をも勘弁不仕、猶不足を申候者も可有之と被存候】。依之【通行不少候而当時近地之人馬無御坐候得者】助郷等之儀も遠方ニも申付候。一日之勤役目ニ三日も日を費シ候様相成候故、農業をも荒シ廃シ【候様ニなり候】。此節東【東北】布十件ニ付【奥之道中】往来不得止事繁ク有之候ニ付而ハ、右様之儀無之様失張精々被仰付【御教諭被成】民之愁ニ不相成様被付御心

度奉存候。別而蝦夷地江人数抔【御】差出候場領内ハ、内外之騒ニ而当時困窮之所よりハ、無拠民非も【を】無理ニ苦しめ候上、無理なる■租税等御納めをも【調儀をも】申付候様ニも可相成、然時者下々致方無之所よりハ、【或】離散【或】盗賊共可相成候得者、内乱之所至而大切之儀ニ付而ハ【領主より増人馬其外、増人足其外之儀無之様】御役人抔【之丁寧不仕通行之者ハ】例之風儀を行ひ不申候。通路之煩ひと不相成様深々心を付、其従者共迄も相戒候【深ク心付候】様有之【被仰渡】度奉存候。

一、御直参之人、諸家より宜シ申候儀、【甚恐レ候儀】或■当【道理と】【公儀江奉対打倒■別■之儀ニ候道理】不当儀【いかゝなる儀】非有之而も【申候義有之候而も諸家より】夫を折■■外を【方事】仇せられ候儀も可有之候哉。甚恐レ候■【不可用候ハ、別ニ仕返シにも逢可申哉証■■心■■】故、存外之煩ひ共相成候儀有之候。別而軍事なと之儀ハ、不案内之御役人何角と【多ク】差図致候ハ、、十ニ八九ハ害【可】有之候小ンと被存候。■慶長以後戦争を■弓矢の戦も候【干戈之おさまり候】儀不遠時すら御役人御差図と申候儀ニ而者、諸家困り候儀多可有之哉ニ相見、別而当時懦弱軽率之【浮薄之風】士風ニ相馴流レ、殊ニ事情ニ不案内通之人なと自分之手柄を立んなと【存候而強而】【立度心なとニ而】差図なと【候得共】有之候而者、今之大害ニ而可有之候。唐【宋】明之時、宦者なとニより監軍ニ出候得者、名ある大将も是に妨られ【存分之儀不相成且監軍■崩レ候也】【大将も心ならす】【物】没滅ニ及候【事義ニ而候】。前後漢【以来】の時ハ監軍無之【時分】故、大将も心一盃ニ而勝利も多ク有之候。今之御役人小宦者にて小無之候得共、不案内之差図等いたし、妨けに【と】可相成所ハ右之宦者ニも【之監軍ニ】不果儀ニ可有之候【相替る間敷候】間、■■【防戦】之儀者、何れ諸大名義江如被仰付儀ニ付而者前条専職之所【御■】ニ申上候通、軍務之大意を引続候者を其最界江被差越置、大意等之下知有之候而、臨機応変之所ハ、其の兵卒を師ひ候者江為被相任度候。御上　御出馬等之節御披露【ニ而御下知被成下候】時ハ、格別之儀、左無之時ニハ、御目付御使番之類【御役人之類可成丈ハ】諸家之軍前ニ可被差越方得其宜候様奉存候。

一、御目付御使番【之類ニ】ニ不限【右ニ不限】当時懦弱貪汚之風習ニ而者、御家人【抔之】類可相成丈【儀候て】ハ、ケ様之御用之【の】場所ニ不被差越様仕度候。此輩平日小働キ有之趣物取等ニ而、全ク御用立之儀有之兼、一統之敗走を引出し可

申候。都会之地ニ居候而世上向キを能働キ候者ハ、自然と柔弱輕薄【弱】有之、田舎ニ育チ堅律義之武士気を張候者とハ強弱雲泥之差別有之候。是ハ此節計之儀ニ無之、源平室町等之儀【鎌倉北条等】【昔から】治平之後事起り候時之様子、皆同様ニ而、須ク今時之罪共難申、ケ様【是迄】之儀者、其利害御照シ被成候而、御差略可有之儀勿論ニ奉存候。

一、当時之天下【諸大名其国をたもち、自然と有之】封建之世之勢ニ相成居候。凡治平久敷後ニ兵革起り候時者、郡県の天下之瓦解土崩いたし候を小【三】くらべ候得者、封建ハ丈夫成方ニ有之候。古ヘ周の【封建の時有之、其】末戦国の時者、趙ハ六国中之一国ニ而候処、【北狄に境申候国地】匈奴を李牧壱人ニ而【打】敗リ、働かせ不申候。其後【郡県と相成候得者】漢之天下【を取候而改候】ニ相成郡県ニ相成候。高祖も【すくニ匈奴】平城に囲まれ、其後も大ニ手張り申候。其後唐の時も【天子の】都は度々夷狄に破られ【甚敷乱入いたし】候得共、【李牧■■匈奴■■其ヘ格別【中頃より藩鎮】とあり。封建に似たる処も有之候。其時も】藩鎮ハ却而夷狄に奪はれ不申候【之触不相見申候】。是ハ封建の人民君其地を【世に】守り【保ち】身命を捨て其地を守り候故ニ而、郡県の役人移り替り候而民心深く懐キ不申とハ大ニ違ひ申候。此事【理】を以相考【合せ】候得者、兎角御役人にて辺境を守り候と諸家ニ而守り候とハ相差別有之候。殊ニ今時之都会柔弱の人にてハ、決而鎮防禦に行届兼可申候。右ニ付而ハ前ニ申上候監軍之様成有之、不用之所も【弥】相見え候。且又此後事静行候而も、其地鎮防之御定法之御心組も可有之哉奉存候。

六　光増氏孺人行状

一六・六×二四四・一糎（五枚継）。黄檗染料紙。末尾別紙は二四・三×一三・七糎。もとは本紙を入れていた袋を開いたものであろう。内容は、古賀精里の妻の伝記であるが、和文でしかも逸話の列挙という通常の行状とは異なるもの。末尾別筆にあるように、女性を読者対象として書かれたものか。筆跡は穀堂に似ている。一方、慶應義塾図書館所蔵『侗庵文集』不分巻（224/467/9）第二冊に文政五年壬午一二月二九日付の「先妣光増孺人行述」（漢文体）が収められ、内容も共通する。この「行状」も同年の成立で、これに基づき侗庵が漢文化したのが「行述」という可能性もあろう。

光増氏孺人行状

一、孺人者光増邦高の長女なり。宝暦五年乙亥八田ニて御出生、年十七にして精里先生へ嫁娶なされ候。寛政十一年未年御出府之末、文化元年子三月廿九日御卒去なされ候事。

一、御性質至て温順貞正にして、舅姑ニ御事万事孝養を御尽なされ候処より、御引越後無間も舅竹里府君、家内諸事孺人ニ御任ニ成候趣、兼々被仰候事。

一、平日何事にても精里先生仰之通御計ニ成、御一生之間一度ニても言を御返シ被成候義無之候事。

一、平生言葉少く深重之御気質にて、雷地震近火其外不意なる変事なと有之、諸人致周章之節も、終ニおそれさわき被成候御顔色無之事。

附五節句其外来客之節、未明ニ先御自身御見仕廻なされ、朝より暮迄多人数来客有之候而も、始終御応対夫々無手抜御計ひ被成候事。

一、召仕之者なと御憐憫被成、何程性根悪敷男女なりとも、程能御申聞せ被成候故、相応〳〵相働其内にハ不調法なと致候而も一通御教諭被成候て、矢張御使被成、半途にて追出被成候事無之、其者ともいつれも感伏相勤、後々迄も御礼等ニ参り候事。

一、子共養育方御心を被尽、稽古事なと平日御勤なされ、精里先生諸人ニ御秀被成候ニ付而ハ子どもいつれも人並ニ而は不相叶、人にすぐれ名をはつし候通心得候様、惣而士たる者出世して家老に可相成存立候者、漸着座とも迄ならで進不申、着座ニ出世せん存立候者組頭とも迄まらで進ミ不申物にて候間、兼而志を高くして平日心懸厚執業致し候はて不叶旨、連々御示なされ候事。

附り子とも兄弟九人之内、たれか第一御気に入御寵愛被成候やと御尋致候へば、次第之通たるべきよし被仰、衣類なとも大図夫々準候事。

一、常々酒を御好なされ候処、精里先生ニハ一滴も召あけられず、朔日十五日扨又来客之節斗御用意被成、孺人ニも其折斗之御用ひにて、其余者一向不被召上候事。

附り御好物ハはぜ、団子、酒のみニて候。何ソ差上可申相伺候節など、右等之品より外ハ美味など御のぞみ不被成候事。

一、精町松原御住居一向御遊行等者素り無之、松原門前にハ雨乞浮立とふし物引あるき、きんぺん其外は門内より見物な

ど有之候へども、終に御立見も無之候。

一、ぬい針御土手ニて就中親里ニ被成御座候節、三味線余程御昇達、御名人に有之候得とも、精里先生へ御引越之後は御同人様御役柄ニ付、一向に御取扱付被成候。兄弟之娘中ニも手まねも致させ不被成候事。

大図右之通御座候。以上

午八月八日

（別紙別筆）精里先生御室光増孺人御行状記　後世ノ女誡トスベシ。

七　古賀精里馬印図

右図（赤白二段の熊毛の小馬印）二五・三×八・〇糎、左図（黒熊毛と赤白吹き流しの大馬印）二七・二×一九・一糎の二枚から成る。朱・黄・白・墨四色淡彩。図中に記された注記を翻刻する。

儒者古賀弥助

（右図左）指物二段禿　上段赤熊　下段白熊　玉并座金磨

（右図下）上段毛壱尺弐寸、下段毛壱尺四寸、竪竿四尺七寸余、竿村黒塗三継継目金物有之

（左図上から）金、黒熊毛、紅、八筋共長四尺五寸、白、竹、塗巻、凡壱丈余

〔古賀家旧蔵詩箋書状等巻〕　133x/158/5

同時期に装訂されたもののようであるが、表紙等異なるので、それぞれ記述する。なお、軸の順序は図書館における整理の際に付けられたもので、必ずしも時代順ではない。

第一軸　薄緑色地萌黄色牡丹唐草緞子表紙（二九・九×一八・五糎）、軸長三一・四糎、題簽金箔小短冊（文字なし）、牙軸。見返紺色無地料紙。全五点、草場佩川の筆跡を収める。

第二軸　薄緑色地萌黄色流水文緞子表紙（二九・一×一五・五糎）、軸長三一・四糎、題簽素紙小短冊（文字なし）、牙軸。見返素紙ドウサ引。全四点、古賀精里の知人・門人関係の筆跡を収める。

第三軸　黄土色地金茶色牡丹唐草緞子表紙（二三・八×一七・四糎）、題簽金箔小短冊（文字なし）、軸長二四・六糎（軸頭欠）。見返紺色料紙金切箔散らし。全六点、古賀侗庵門人だった篠崎

小竹の筆跡を収める。

第四軸　薄緑色地金茶色牡丹唐草緞子表紙（一九・六×一九・九糎）、軸長二一・六糎、題簽金箔小短冊（文字なし）、牙軸。見返素紙。全一四点を収める。林述斎・樫宇書簡などを収める。

第五軸　薄緑色地金茶色雪輪龍文牡丹唐草緞子（一九・七×三一・五糎）、軸長二一・五糎、牙軸（下軸頭の平らな部分が欠落）。見返素紙金揉箔散らし。全二〇点を収める。

第一軸

八　草場佩川自筆詩箋

二九・六×四六・〇糎。画仙紙風薄茶色料紙。引首印「一片氷心」、落款印「佩」「川」。佩川（一七八七～一八六七）は佐賀藩多久出身、古賀精里に学び、藩校弘道館教官となる。「茶渓」は謹堂の別号。

（印）

恭攀茶渓（平出）先生芳礎以奉送

曾従函谷老君牛、今見　使軺星電儔、安得遠程追紫気、超関重接旧風流

草場韡再拝（印）（印）

九　草場佩川書簡（古賀謹堂宛、嘉永四年（一八五一）六月某日付）

扇面一七・八×四八・六糎（縦は紙幅、横は最大長を計った）、代赭色界線（刷）を施す。引首印「聊復爾」、落款印「韡」「棣／芳」。

（印）

春鴻飛断、久不候崇安（平出）。時当庚伏、消遣暑熱、将在垂釣、将在洗盞。茗渓之水、柳原之月、不勝遙溯遠瞻之至。〈韡〉濫株守先夫子（平出）之基蹟、逐歳衰懶、事無一成。顧曾親炙先夫子（平出）者、凋落殆尽、孑然孤立、無所与同教養、失守緇黄東西、世上滔々名利相牽。当是時、非有苞桑之韌、牛革之鞏、而欲維持遺緒之将絶、抑亦難矣。唯幸　令孫以風憲新兼泮職。其似続祖武（平出）奉揚父風（平出）。三世済美、実世之所稀。〈韡〉之所欲報告、先夫子（平出）于地下者且已。且〈韡〉乞骸還山之志、亦将有日於自遂。豈図令孫（平出）宦亦有偸、為長崎邸監。海防之要鎮、時務之所重、縦欲曳其輪、無力以挽留。不知令孫（平出）復幾歳能帰来、而有継先業（平出）也。〈韡〉勇退熙期、

承乏多日。襪線之短、奚足以補綴其間哉。一喜乍去、一懼徒在。欲愬私曲、海山遼夐。怯便草々、万千謹此。

右

謹堂古賀先生　垂炤

辛亥夏杪　教下草場〈韡〉再拝（印）（印）敬冲

一〇　草場佩川自筆詩

二九・五×五四・五糎。竹紙風料紙。『草場佩川日記』下（西日本文化協会、一九八〇）文化一一年（一八二八）一〇月二二日条に墓参のことが見え、第三首のみ『佩川詩鈔』巻三、文政一一年の部分に収める。『詩鈔』では題注「墓在江府西北大冢村、与諸博士墓相対」があり、第三句「祀来」を「彷徨」、第四句「幾度」を「揺落」、第五句「苾蒭関窆葬」を「僧伽関窆窆」に作る。

謁精里（平出）先生墓三首

悉地院東過野橋、先生（平出）窀穸問婦樵、到来空堕双行涙、馬鬣封前石一標

家有遺経後嗣賢、俸余況処買山銭、拓開三百余弓地、築得新塋永不遷〈余況富当作多何乞。墓本係借地、侗菴（平出）先生追遠之盛意、近為買取以安其先霊云〉

絮酒天涯久未由、豈図此日吊斯邱、無媒径引祀来客、不斬木経幾度秋、非有苾蒭関窆葬、長看賢哲作朋儔、三年廬冢復誰在、独立晩風迷去留

〈草韡拝稿〉

一一　草場佩川書簡（古賀侗庵宛、某年七月一六日付）

二〇・八×三一・〇糎。具引料紙。引首印（冒頭下部に捺す）「聊復爾」、落款印「佩」「川」。「大庭氏」は佐賀藩士・蘭方医の大庭雪斎であろうか。「紫溟」は侗庵の別号。

（印）

一朶錦雲、粛承回諭。且使大庭氏臚伝者、実希遘之盛幸。寵命之不已、今也不敢固辞。感喜并至、雀躍（以上五字「荷」ミセケチ補入）万々。庇庥之大、奚翅垂天之霊翼邪。今番再答庭氏、又簡長上先生、以転達鄙私并禱汪亮。〈韡〉率闕伏臘之問、本是簡慢、而自謂、以〈韡〉輩鄙野之名氏、屢冒瀆尊貴、亦是不恭。伏以　先生之洪量、置〈韡〉于度外、而喚以狂名歟。蓋

其為狂、豈其魯之或以楚之乎。否則何其下而欲与言之有。而〈韡〉之不敢趨辟、亦可咲。抑鳳兮之歌、豈謂何衰。深欽其徳之瑞之美盛者是〈韡〉也。〈韡〉読作之業、不絶如縷。筆或日月至、書則三月違。不茹而吐、腸胃益空。而其吐也、譬如病夫之虚喝、絶無唾珠之迸九天也。但空函之寥々、一々蕪稿付在、職外賜覧政幸甚。便翔倉倅耑候近祺、懐風曷勝馳傃之至。　右紫溟先生清照　　七月既望草場韡拝上（印）（印）

一二　草場佩川書簡（古賀侗庵宛か、〔文化一三年（一八一六）七月九日付）　付・張秋琴棋説二篇

一、二四・七×一七・〇糎。竹紙風料紙。二、二七・六×四〇・七糎。三、一七・八×四四・九糎。一は囲碁に関する質問への秋琴の答え（の転写）、二はそれを候文に翻訳したもの、この二通を三の書簡に添えて送ってきたものであろう。来舶清人張秋琴は文化年間たびたび来航しているが、その文の末尾にある「亥」を文化一二年（一八一五）とすれば、「老先生」古賀精里が一四年五月に死去しているので、佩川書簡は一三年となる。『草場佩川日記』上・文化一三年六月五日条に「東都書家井阪英一翁、携林雅婦至」、同九日条に「送英一等」とあるのがこの話を伝えた井阪氏であろう。

一（朱書）　蒙

問唐山囲棋（「法」ミセケチ）一道切奕。雖近于游戯、然按周天三百六十五度所造、故有三百六十一子、々分黒白象陰陽也。自古迄今、以奕擅長号国手者、不可枚挙。若技分高（「上」ミセケチ）下、即有勝有負。或一局之中、彼此各不相下、則称敵手。然当奪劫之際、先下一子、通盤計算所差半子、則以先下手一子為強、故亦分勝負也。此

覆　　亥十月　　張秋琴

二（朱書）

御尋被為成候囲棋之儀、游戯ニ近く候得者、周天三百六十五度を按し拵候故、三百六十一石有之、黒白を分テ候者、陰陽ニ象り申候。古より今ニ至迄、囲棋ニ長を擅ニし国手と称さる者、枚挙すへからす。若技之高下を分テ候得者、互ニ勝負有之。或ハ一盤之中、互ニ不相劣候得者、是を敵手と称し候。奪劫之間ニ当て、先ニ一石を下し、通盤計算差ふ所半石ならハ、先ニ手を下したる者を勝と定め申候故、勝負を分テ申候。此段御答申上候。

亥十二月　　張秋琴

（未書）
三

別幅張秋琴囲棋説ハ、唐津侯御尋ニ依テ答候由、頃日井阪翁瓊浦より来過、逗留中風与此説を見せラレ候。碁不案内ニテハ、猶更文意を難解相見申候。先年老先生（台頭）、半目之勝負と申事唐棋ニ有之、訳士ナトへ相尋候へ、と被　仰候テ、其折訊問イタシ候へ共、江川四郎太ナト埒明不申候。夫故御考之端ニモ可相成哉と、此者差上度奉存候。偖、長崎ニテモ（「文面ノミニテハ」補入）疑候而、奕家ナト寄合吟味イタシタル物之由、半石之勝負ハ只敵手ニノミ有之事ノ由、最初先を致ス方半石ハ負テ先ヲ打、サテ双方トモ同シ手ヲ下シテ〈先ノ方ノ手／ノゴトク別々ニ打〉、終ニハ盤ノ中アタリニテ、又先ノ打タル方ガ一手ニテ打シメル（「テ」ミセケチ）ナリ。三百六十一目ユヘ、此外ニハ打ヘキ処ナキ理ナリ。サテ此ニテ、揚ケ石ハソノマヽニテカソヘ（ワヘカ）、目ハ目ニテ別段ニカゾウレバ、後手ノ人全ク一石ノ負トナル。然レトモ、今一手ハ下サズシテ控ヱアルユヘ、半石ハ活テアル姿トス。今半石ハ、先手ノ方最初ヨリ負テ打出シタルモノユヘ、引々ニシテ勝負ナシトナル由（「此ハ先以無勝負ノ理ヲ見ル為ニツクリ碁ナリ」補入）、先ガワシノ棋ヲ、初ヨリ半石負ニ定テ打起スト云処ト、仕舞ニ半手残テアルト云所バカリガ異ナル由。

右ノ説ハ、井阪伝話ニ御座候。成程枰面ニ移候テモ、此丈ハ相違無之様ニ御座候へ共、見尽理様相見、此ニテモ、本文奪劫之際ナト、申処ノコト、相弁不申。尤劫ニ相成候時も、相談ニテ半石負テ、（「先」補入）手ヲ下コトアリタル様ニモ嘶候へ共、此ハ難解事ニ御座候。半石ト申事ハ少ハワカリ申様相見候故、此段申上候。宜御伝臚被成下度奉存候。尚又御賢考之程奉希候。拝手

七月九日　　草韡拝識

第二軸

一三　菅茶山書簡（古賀精里宛、〔文化元年（一八〇四）〕五月七日付）

一四・五×三八・三糎。イタミ・シミあり。文化元年、江戸滞在中の茶山が水戸旅行に出発する直前のものと推定（富士川英郎『菅茶山』福武書店、一九九〇、（上）四六四頁）。

新霽暑気相催候。愈益御安穏ニ被為在候。謹奉賀候。私も明日

あたり発程、東遊仕候筈ニ御坐候。十日計期候程ニ心□候。罷帰候而、参叩万可申上候。扨、絹□□をさし上申候。御閑暇之節、何ニ而も御揮写被下候ハヽ、難有可奉存候。参上御願可申上候処、右東遊願書差出候而ハ、他出仕かたく候故、乍略儀書中申上候。いつにても不苦、勿論一々御書不被下候而も宜御坐候。其内ニハ帰来候而参上可得尊意候。惶恐敬言

五月七日　　菅太中晋師

精里先生御侍中

一四　犬塚真種自筆詩箋

二八・九×五三・二糎。竹紙風料紙。引首印「主静」、落款印「藤原／真種」「子／悳」。「劉」は古賀家が漢の皇室の子孫という伝承に基づく修姓。犬塚姓では近い時期に犬塚印南がいるが、名は遊、字は退翁で、別人か。

（印）

初上昌平塾奉謁劉先生（台頭）

先王遺緒此追尋、斯道果知有所任、孔里仁風観俗厚、劉文善誘感恩深、偃戈二百文明昼、受業三千士子林、仰見大君（平出）大君治教美、一堂総誦靄余音

晩生犬冢種稽首拝／（印）（印）

一五　藤国華書簡（古賀精里）宛、日付なし）

二八・九×一二四・〇糎。礬水引料紙、長尺だが継目なし。奥下部欠損（文字にはかからず）。引首印「正節」、落款印「藤印／國華」。落款印は落款「華」に重ねて捺す。冒頭に出てくる「考古質疑」は享和二年（一八〇二）刊官版『攷古質疑』のことであるから、その直後くらいの執筆であろう。精里に「訥斎」の別号があることは未確認だが、年代から精里宛と推定した。筆者は精里の佐賀藩時代の門人であろうが、伝不明。

国華再拝（印）

訥斎古賀先生侍者、客歳仲秋　恵書及官版考古質疑二本、謹領。

眷顧之厚、感荷曷已。　書中所眎、切偲懇到、使人竦動、捧書叩頭、悸不自定。拝別以来已経数禩、不能侍　講帳、欽慕之情常繫肺腑。適奉　教誨、忻踊恍惚、如接　光儀。追念前次函丈、謦欬之音不絶於耳。　誘掖漸磨、使譾劣之資亦得淑慎其身、特頼其卵翼之力而已矣。自就幕（台頭）辟以来、失其師表而莫有所衿式。

譬如瞽者冥行模索、焉有所寸進。而　書辞所説道、振興文教挽回頽俗者、在国華輩。今欲以么麽渙涊任其責、使蚊負山、豈能堪乎。雖然激厲感発、忘其不逮、鞠躬竭力、輔翊万分之一、是其素志耳、非敢辞其責也。方今幕府大振文教、先生方任其職、歯徳益邵、四方来遊之士、継踵而至。陶煦醇懿、熙然大洽。吁盛矣哉。想先生其任、在陶甄一世之人。伏冀、天沢余潤、波及列国敝邑、亦与其賜、使一世之人得与遊道徳之囿、以副海内諸儒之顒望翹足而竢之。　書中及哥兄事縷々数言、懐旧之情悃愊款切、溢於紙表。哥兄家門薄禄以絶其嗣、親戚痛恨、心骨沸熱。就中国華同気連枝、骨肉至愛、欷歔飲泣、摧心傷骨、如受鋒刃。幸寡君使其庶弟継先緒、僅足以慰闔族悲哀之思而已。去歳以来、俗套紛冗、踰歳不報　来音。遅緩之罪、伏祈海涵。秉筆覼縷、不能成章。唯高明諒察、無任懇恋之至。

訥斎古賀先生絳帳

辱弟藤国華再拝

一六　神保蘭室自筆詩稿

二九・一×七八・三糎。薄茶色料紙。インクのシミらしきものあり。引首印「師古」、落款印「神印／行簡」「江湖滿／地一漁翁」。筆者蘭室は米沢藩儒、年齢から文化一四年（一八一七）の作とわかる。

（印）

春夜暢懐楼招飲、主人伯修把一巻見示。披之則劉君劉君紫溟所為撰之記也。読之有感、賦以奉呈

自領佳章経歳載、我為漁叟君元愷、今宵招飲暢懐楼、疑是簾前美人在

主人把巻置賓位、道是劉郎暢懐記、我酔朗吟三四過、恰如造父馭天驥

今宵盛饌異他日、盤割鮮鱗案椽筆、庭内都如年大賓、唯乏長房縮地術

楼倚城闉富地形、垣知碧水繞園庭、雨余菜圃如邨野、入攪南山黛色青

山城春事旧来遅、二月遷鶯未上林、高士雅情在柳外、有人千里結幽期

〈乞／正〉　七十五翁神行簡敬具

（印）（印）

第三軸

一七　篠崎小竹自筆詩稿

二三・六×一三・九糎。薄茶色料紙。篠崎小竹（一七八一～一八五一）は大坂の儒者、養父三島の私塾梅花塾を継承、多くの弟子を育てた。一時期江戸に出て古賀精里の門人になったことは一八に自ら記す如くである。

春雨

暁雲添暖気、午雨促春容、湿土無深浅、粧山有淡濃、鴨辺三尺水、花外数声鐘、老境耽幽寂、寓居学懶蜂

題嵐山図

翠滴水逾清、花明山未暮、長橋野寺西、先月幾人渡

近作二首写呈侗菴（谷崇）先生博粲　　筱崎弼拝

一八　篠崎小竹自筆詩稿

二三・六×四一・三糎。「戊寅」は文政元年（一八一八）、「戊辰」はその一〇年前、文化五年（一八〇八）。

戊寅元日

東風解凍大江浜、日出千門松竹新、不驚光景一宵改、今歳元朝是立春

丁丑除夜

守歳更闌酒始醒、書窓夜暗一燈青、未知身世老何事、閑過三十有七齢

戊辰之春、余奮然東游、以親老不果所学、還家兀々已経一紀。回憶往事、恍如一夢。写了此詩、不覚爽然。侗菴（字也）先生、才学日上、気圧一時、幸辱下交。伏冀、時々示反新著、不惜鞭策（「徳音」ミセケチ）。庶幾、附驥尾而有所達也。

弼再拝

一九　篠崎小竹書簡（古賀侗庵宛、〔天保三年（一八三二）〕一〇月四日付）

一七・一×七六・九糎（三枚継）。薄黄色料紙に緑色刷竹下絵、雲母引。「頼子成」は頼山陽、天保三年九月没であるところから年代を推定した。「阪輪生」は小竹の門人帳『麗沢簿』（上方藝文叢刊五『名家門人録集』同刊行会、一九八一、所収）天保三年に見える「坂輪恂二〈九月卅日　古賀門人　齋侗庵先生

書来〉」とある人、「橋本半助」は橋本香坡、大阪府立中之島図書館蔵『交友郷里姓名』一三オに「橋本半助〈伊丹昆陽口伴善左衛門にて〉」とある。「野田子明」は野田笛浦。

重陽之華簡、阪輪生数日前齎至、忝拝読仕候。時下秋冬交代、自冷変寒候。動履(歩出)益御徳祥可被遊御坐奉恭祝候。僕瓦完、授読消日、乍憚御省念可被下候。生之儀付、親縷被仰下、敝塾ニ而滞留候様相謀申候。此辺ニてハ何之異聞を広め可申儀も無之、愧入候儀ニ候。得とも任仰、何角相談可致と奉存候也。此度敝社中橋本半助と申者、先生家従遊を相願候ニ付、差出し申候。此も弱年之人故、業成否不可期候。得と数年敝塾へ来遊、人柄ハ不悪候故、御用人等ニ闕之節者、可然御召使可被成下候。請人ハ御地ニ親類も有之候由、御塾法之通被仰付可被下候。尤此節野田子明も来合セ候事故、(「伝書相頼候而」補入)先日昌平寮へ罷越候様取謀置申候。拙序一首、本人へ遣候。御間暇之節、御覧御削正可被下候。僕仍旧寸歩之進も不相覚、其上此頃頼子成も物故、文字之相談も可代人稀少ニ相成、夜郎自大之畏不少、尚追々御指揮を可相願所存ニ罷在候。平生御無音申上、失礼之罪ハ故旧ニ被面、御放恕可被下候。此頃風邪流行、気候不揃、伏听千万珍重

良月四日　篠崎長左衛門弼

古賀小太郎様侍史

二〇　篠崎小竹書簡（古賀侗庵宛、某年二月二九日付）

一五・九×五六・二糎（二枚継）。「清風先生」は村田清風（一七八三～一八五五）、「晋城君」は実弟洪晋城（四二以下参照）。「復原」は古賀精里邸の復原楼、たびたび詩会が催された。あるいは昌平黌の教官を中心とする結社「復原詩社」を指す可能性もあろう。前掲眞壁氏著巻末資料に名簿（姓名録）が掲載されている。

新年之禧慶目出度申収候。　徳門益御健勝可被遊御超歳、奉拝寿候。僕瓦全、御放念可被成候。平生授読、復々意外御無音奉申上候。御盛業之状者、士之東より通門之者より、毎々承知仕、欣躍仕罷在候。先者拝年之賀意奉申上度如此御坐候。　清風先生・晋城君にも、意外欠候問候。御序之節可然御伝意奉希上候。恐惶謹言

二月廿九日　篠崎長左衛門弼

古賀小太郎様侍史

尚々春暄追々好時節ニ及申候。復原御諷咏とも羨望之至奉存候。此稿筐中より見出申候。御序ニ其嗣書御遣可被成下候。

以上

二一　篠崎小竹書簡（〔古賀侗庵〕宛、某年九月一二日付）

一七・八×二一・六糎。「緒言」は清・孫瑯編『四書緒言』、「四書諸儒輯要」は清・李沛霖編。前者は元禄一五年刊和刻本、後者は清刊本が、宮内庁書陵部蔵古賀家本に含まれているが、この時の購入かどうかは不明。「大庭正吾」は、一一の「大庭氏」同様雪斎であろうか（正吾という通称があったことは未確認）。

（前欠）

緒言一部有之

金弐歩三朱ニ決申候。貴家御用無御座候ハヽ、大庭正吾へ御報告返事参り候様御取計可被下候。

四書諸儒輯要

右も一部出申候。値五両弐歩と申候。此ハ大庭氏より尋参り候間、御報知返事参り候様被仰可被下候。

九月十二日　　筱弼

古賀氏執事

但し輯要ハ外へも見セ有之候様、返書到来之時もしゃ外へ参り候否ハ不可知候。緒言ハ留置カセ申候。

二二　某書簡（〔古賀侗庵〕宛、某年一二月二五日付）

巻子からは独立していて、巻き込まれている状態。全面裏打、本紙一七・四×六九・八糎（三枚継）。淡彩多色刷近江八景下絵。筆跡は小竹のものに似ているが、一つ書きの第三番目の内容は藩儒らしきものであり、別人と判断した。「謹一郎」は謹堂。「武十郎」が侗庵門人で津山藩儒の稲垣寒翠（一八〇三～四三）であるとすると、没年の天保一四年以降のものとなる。「元二郎」は未詳。

以手紙奉啓上候。時下寒威強御坐候処、御全家（平出）様益御機嫌能可被為入、奉恐悦候。随而近来軽微之至御坐候へとも、白柿一箱奉呈上候。聊時候御伺申上候度、奉表寸情迄御坐候。御粲留被成下候得者、難有仕合奉存候。

一　小生義、俗事紛冗、其上多病、時々尊状も不奉拝、失敬奉

背本意候次第、重畳奉恐怖候。

一　謹一郎様方御学問益御上達可被遊と、夫而已奉想望候。弊邑之二生、尊塾罷在、何分勉強仕居候哉。乍憚御策厲被成下度奉希候。

一　小生義、来年出府、屋敷詰被申付、暮春より発足之含御坐候。遅而も初夏初ニハ到着可仕候。尊塾罷在候砌とハ、違参(ヶ)も無御坐候へとも、惟々久振奉拝　龐眉、万喜可申上と夫而已相楽罷在候。併当時之旧友武十郎・元二郎抔も煙散仕候よし、此者残念存候。恐惶謹言

右御伺等申上度、早々如此御坐候。尚奉期後鴻候。随分為道御自玉被遊度奉祈候。已上

師走廿五日

第四軸

二三　林述斎書簡（古賀精里宛、某年八月一一日付）

一六・五×三六・九糎。端裏書が見えるよう、その部分は台紙に貼り付けず折り返してある。上部二カ所欠損あり。

（端裏）古賀弥助様奉復　林大学頭

今朝者御手示被成下、折ふし紛冗御報ニ不及候ひキ。秋冷之節弥□安勝奉賀候。然者、昨日御面話之御案封被遣候。慥ニ落手仕候。先さつと拝覧候所、何も御物語之如く迂僻之儀も相見へ不申候。総別御同心之条々□く御坐候。少々異同も可有之候得とも、夫ハもとより何事とても其通り之事ニ御坐候。最末之儀、尤可然候而、さて行ハレ方甚むつかしく可有之と掛念仕候。又々拝晤ニ可申述候。御書面ハ直ニ留メ置、追々評論も候節参看候様可仕候。先ハ御報斗ニ草々如此御坐候。以上

八月十一日

二四　林述斎書簡（〔尾藤二洲〕・古賀精里宛、〔文化二年（一八〇五）〕閏八月二日付）　付・伺書写二通

一四・七×三九・一糎（二枚継）。付属文書一は一五・六×二七・六糎（二枚継）。同二は、一五・七×四三・二糎（二枚継）。精里の学問所儒者就任は寛政八年、日付の「復」を閏の意とみると、それ以降で該当するのが文化二年となる。翌三年に第六回の学問吟味があるため、その予備審査を行っているのだろう。そうすると「御両所」のもう一方はこのとき同僚だった尾藤二洲であろう。付属文書の伺書写（二通同筆だが、述斎

とは別筆か）は「別紙文案」ではなく、先例として同様のケースを過去の記録から抜き書きしたもので、二通目末尾に抜き書きした人の文章として某年四月二七日という日付があるので、既に述斎の手元にあったものか。寛政六年が第二回、同九年が第三回の吟味である。なお、付属文書一の「豊嶋終吉」は豊島豊洲、「山本喜六」は山本北山。

暑涼打交り候得とも、弥御安定被成御勤、珍重之儀奉存候。然者、鈴木生之儀、此間中御作事奉行へも及内談候所、何之故障も無之候由付、則別紙案文仕候而即進之候。文段ハ御勝手次第御引直し、直ニ御浄写被遣可被下候。来ル五日登城之節進達候儀ニ御坐候。其御心得ニ而被遣可被下候。右可得御意草々如此御坐候。以上

復八月二日

御両所様　大学頭

（日付・宛名の間に〔尾藤二洲〕書入）右之通依存無之候。可然御取計可被下候。只今宅講書ニかゝり罷在候ニ付、直ニ相廻し申候。万々宜敷奉頼候。此事出来候ハ、一幸事ニ御坐候。其内拝顔可申上候。（花押）

（付属文書一）

書面申候処、去年伺書者、一件張ニ相漏レ申候と奉存候。

寛政六年寅年二月

水野若狭守与力　鈴木隆助

右者中沢道二門人ト書出申候。道二儀、朱子学之趣申立候得共、無学之者、諸士之師範可仕者ニ無之候。去年相伺候豊嶋終吉・山本喜六門人共に相準シ、御吟味相除キ候方奉存候。右之旨初場之節可申上候処、調落延引仕候。此段奉伺候。以上

二月十七日　林大学頭

柴野彦助

岡田清助

尾藤良佐

（付属文書二）

寛政八丙辰年十月

小普請組　山本喜六

右自分者孔子学と書出し、門人者北山流と為書出、先儒之説不相用、自分之学流相唱候ニ付、御吟味無之候旨、去ル寅年御沙

汰有之候儀ニ付、此度茂指除キ申候。
右来春学問御吟味書出張面指出候共、打寄相改候処、右之通ニ御座候。仍之御掛合申候。以上
十月　山上藤一郎
尾藤良佐
柴野彦助
林大学頭
森川主膳殿
矢部彦五郎殿
被仰下候通り、一件張相見候処、右之通りニ御座候。此段申上候。若相違候者、又々相尋可申候。以上
四月廿七日

二五　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年某月二五日付）
一六・三×五七・二糎（二枚継）。
御安泰奉賀候。然者、此間御天守番之頭・西丸御切手番之頭両闕有之候ニ付被仰聞候趣、到則其後進達、今日探索いたし候処、実ハ此度者、右跡者早速塡補之者有之、最早間ニ合兼候趣ニ聞へ申候。此後ハ少しも早く御聞見御座候ハ、可被仰下候。一体之訳ハ随分通貫いたし居候。手心も御座候間、手早く取計候ハ、品ニより我手ニ落可申哉とも被存候。此度者先ハ六ヶ敷、既ニ明日いつれの跡か一人者出来候趣ニ御座候。以上
廿五日
小太郎様　又三郎

二六　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年一〇月一四日付）
一六・四×四四・二糎。「野田」は野田笛浦か。「西村」は未詳。
愈御安寧奉賀候。然者、過日ハ別業御枉駕之御記文、催督仕候儀ニハ無之候得とも、必御執筆之儀翹望仕候。将又荒菊供覧候付　高調も是亦短章御一哦者至懇々々。西村・野田二生別荘之作、御序之節御催促可被下候。短晷御多事ニハ可有之候へとも、右之二事御棄擲無之様ニ仕度候。余者在面罄、不欲回復候。頓首
孟冬中浣四日
（空白あり）
小太郎様　又三郎

二七　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、〔文政九年（一八二六）一〇月二三日付）

一六・四×四三・五糎（二枚継）。「松冠山翁」は池田冠山。小谷恵造『池田冠山伝』（三樹書房、一九九〇）一四五頁に『侗庵日録鈔』（慶應義塾図書館蔵127/152/2）を引いて、文政九年一一月一日に冠山邸での会に赴いたこと、檉宇も会していたことを記すので、この時のものと推定した。

御清寧抃賀候。然者、松冠山翁毎度尊兄枉駕相希候処、彼此多阻打過候由。来月朔〈僕〉退朝（宇出）より相赴候間、兄ニも御来集有之候様いたし度、尤同人よりも可申進候得とも、僕にも御誘引候様被相頼候。同日ハ御都合如何候哉。最早冠翁へ御回章有之候得者、不欲回使。不肅

孟冬念三

（空白あり）

小太郎様　　又三郎

二八　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年一一月一八日付）

一六・九×三七・三糎（二枚継）。ただし後半六・三糎分は別の書簡の宛名部分であろう。

愈御清迪抃賀奉存候。過日御嘱御坐候拙書之儀、此間中俗紛蝟集不得清暇、昨日晩刻数幅連揮、蕪穢満目可恥々々。余在面罄、草卒不粛。

十一ノ十八

（空白あり）

小太郎様　　又三郎

（別書簡末尾か）小太郎様　　又三郎

二九　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年九月一三日付）

一五・九×二五・五糎。端裏折り返し。

（端裏）古賀小太郎様　　林左近将監

御手紙致拝見候。然者、此間得御意候御献詩之御写并御点付とも、御差越致落手候。以上

九月十三日

三〇　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年二月七日付）

一六・二×二八・四糎。端裏折り返し。

（端裏）小太郎様　左将監

今暁御附札物御達申候儀ニ付、御礼之先例被仰越、致承知候。右者先例通ニ而御心得可然存候。為念尚又及御答候。已上

二月七日

三一　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年某月二五日付）

一七・九×一九・三糎。台紙部分に鉛筆書にて「檉宇、眺。用韜。培斎　左近将監　大学頭　天保九／弘化三、健―　熹」とある。林家九代目檉宇、十代目壮軒、十一代目復斎の諱等を記したもの。

先達而御嘱之拙書二枚一包之分出来候間呈覧候。余紙ハ他日拙揮可仕候。頓首

廿五日

（空白あり）

小太郎様　　左将監

三二　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年某月二四日付）

一五・三×四四・三糎（二枚継）。「谷口」は父述斎が谷中本村（現在の日暮里）に作った別荘賜春園。「羽倉」は幕臣で、精里の門人である羽倉簡堂。

愈御安泰奉賀候。然者、明日谷口小集之約申上候処、如此陰陰之天気にて、郊墅風色も惨憺のミニ可有之候間、右者他日を期シ、明日者爰許宅へ御来駕奉希候。城中の小園ハ晴雨ニよらす、且路程之阻も無御坐候。今朝羽倉へも申遣し候間、必ス御来枉可被下候。

二十四日

尚々拙宅之儀ニ付、晴雨とも御来駕待申候。已上

三三　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、〔天保一〇年（一八三九）〕六月一〇日付）

一九・六×九・九糎（封筒を展開）、一六・三×三〇・三糎（本紙）。封筒裏糊付け部分に捺されていた印の一部が左下に見えるが、印記不明。「高田久太郎」は『升堂記』（関山邦宏編刊

『升堂記（東京大学史料編纂所所蔵）翻刻ならびに索引』一九九七）天保一〇年（一八三九）の欄に「〈入門六月廿七日／紹介者古賀小太郎〉〈有馬玄蕃頭家来〉高田久太郎」と見える人物で、本書簡はその年のものと推定した。

（封筒ウハ書）古賀小太郎様復章　林大学頭

奉展。如示炎酷之処愈御清泰奉賀候。然者、久留米藩高田久太郎、御門人之所、此度改而拙門へ入申度旨申出、尊慮も無之由御書面之趣致承知候。右回章艸布。不乙

六月十日

（空白あり）

小太郎様　大学頭

三四　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、〔天保一二年（一八四一）〕一二月二五日付）

一四・一×二八・八糎（二枚継、あるいは端裏切継か）。薄墨色料紙。『古賀小太郎先祖書』（慶應義塾図書館142/124/1）に天保一二年一二月一六日に布衣および役料百俵のことが見える。

此度布衣被蒙仰（宇出）御役料御拝領に付、明細短冊都合八枚御廻し、致落手候。已上

十二月廿五日

古賀（「河」ニ上書）小太郎様　林大学頭

三五　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、〔天保一〇年（一八三九）〕以降六月一二日付）

一八・六×八・九糎（封筒を展開）、一五・九×三二・九糎（本紙、二枚継）。ただし両者一具かどうか不明。封筒裏側に「〆」あり。大学頭就任は天保九年一一月のため、それ以降のものと推定。

（封筒ウハ書）古賀小太郎様五冊返完　林大学頭

先日御嘱之拙書、其比より腕痛にて久廃筆硯申候間、延引仕候。昨日相試候分四枚差進申候。余之絹紙者、追々可塞債候。不乙

季夏中二日

（空白）

侗庵君　虓

三六　林檉宇書簡（古賀侗庵宛、某年某月一六日）

一六・三×三二・三糎（二枚継）。「韻語之冊」は侗庵の詩集のことか。

又云

去年中御存稿拝観候処、四五年前迄相済申候。其後の貴稿猶又拝観仕度候間、恩借希候。韻語之冊ハいまた一本も覧閲不仕候。是以御座右ニ有之候ハヽ一同ニ拝覧所祈御坐候。頓首

既望　虢

侗庵君

【第五軸】

三七　古賀素堂書簡（古賀侗庵宛、某年正月二六日付）

一八・七×一七一・二糎（五枚継）。料紙奉書。端裏折り返し。「弘化乙巳」は二年（一八四五）。日付・署名が継ぎ目ぎりぎりに書かれているので、文末との間に削除された部分があった可能性もある。

（端裏、侗庵筆カ）藩臣手翰〈古賀大一郎手書［　］／弘化乙巳八月識〉

一翰奉拝呈候。時下新梅之候、御闔家様益御機嫌能被為在、恐悦之至奉存上候。次ニ爰元皆々無異罷在候条、乍憚御放慮被成下様奉存上候。

一〈私儀〉最前浜野藤左衛門与申者之娘ニ縁与取極メ置候所、向方病身断リ候付破談仕、此度鍋島大隅娘〈大隅当時隠居薙髪／塊叟与唱申候〉志摩妹を右弟石川寛左衛門養妹ニ致シ縁組申越、去ル十日婚姻無滞相整申候。乍憚御安意被下候様奉存上候。右十市・今谷其外へ一々為御知も不申上候間、御序ニ茂御噂被下、宜敷奉希上候。且又〈母并ニ妻よりも〉皆様（宇出）へ此段可申上候所、是又即今言兼候間、左様御承知被下度奉希上候。

一　親戚中先者相変儀も無御座、尤此比徳兵衛、先月望日風与卒中風之症ニ而、養生不相叶候。此段者最早御承知も可被為在候得共、為念なを為御知申上候。

先以右吉凶両条為御知申上度、時候御伺旁如此御坐候。猶奉期嗣音候。恐惶謹言

正月廿六日　古賀大一郎

小太郎様

三八　古賀穀堂書簡（〔古賀精里〕宛、〔文化一四年（一八一七）〕二月一五日付）

一六・三×一〇七・二糎（三枚継）。イタミ多し。「村川」の話題が続くので、三九と同年であろう（『伺庵日録鈔』文化一四年二月二日条に来訪の記事あり）。『清風堂日史』（『佐賀県近世史料』所収）文化一四年二月一五日条に「寄書東武」とある。「春之丞」は前年一一月に出生した伺庵長男（後の謹堂）であろう。「与助」は穀堂の妹が嫁いだ幕臣岡田善孝か。「宗蔵」は三九に「野口宗蔵」と見える。唐本輸入に関わる商人か。「堅田侯」は堀田正敦、「佐藤捨蔵」は佐藤一斎。

正月廿三日之尊書拝見仕候。時下逐日春暖相催候処、尊候益御機嫌能被成御座候旨、奉恐悦候。別此元皆々相替候儀無御座候間、乍憚尊慮安被思召可被下奉希候。

一　諫早より御整入之書物儀ニ付、縷々被仰下候次第奉畏候。宗蔵へも其旨可申遣奉存候。

一　草場生へ寒具之御挨拶申伝儀御座候。為肴料指上候金子菓子相届候付御書上之趣、難有奉存候。

一　春之丞殿御丈夫之由奉賀上候。与助殿御二男も御丈夫之段結構ニ御坐候。村川佐一郎者御面接之由、堅田侯病気之儀等逐一承知仕候。祭酒門下浮華之人出入候由、佐藤捨蔵者于今流行可有之と存候。諸藩も一国人物無之候。儒者抔と申候儀、世上自然と致慚愧候様ニ相成候節ハ、畢竟学者之人物無之歟と相見、昔時之熊沢・新井ナト之人物、当時議論ハ色々致候得共、中々小指丈も無之候儀と相見可慨嘆候。

一　重松文左衛門儀、御賄頭ニ而追々出府可有之候。蓮池之満野大右衛門、水野元吉へ代り、江戸邸ニ詰候由承候。相良多仲儀、蓮池佐嘉屋敷之聞番ニ相成申候。

一　横尾勘兵衛・東沢吉左衛門、皆江戸詰ニ相成申候。

右旁為可申上如此御座候。乍憚時下随分御自重被遊候様奉希候。猶奉期後音候。恐惶謹言

二月十五日　　古賀一左衛門百拝

大人尊膝下

三九　古賀穀堂書簡（〔古賀精里〕宛、〔文化一四年（一八一七）〕正月二六日付）

一五・九×一一二・九糎（三枚継）。武富廉斎は享保三年（一七一八）没なので、文化一四年（一八一七）が百年忌に当たる。

『清風堂日史』同年正月二七日条に「今日与武継甫（武富坦堂）約廉斎先生百年忌辰、遊鳶魚斎而不踏約」とあり、また二八日条に「得尊信及侗庵書」とあるので、実際は二八日以後に執筆したか。「忠大夫」は穀堂の実弟洪晋城（『佐賀県近世史料』所収『穀堂家事記』）。「石塚」は精里門人の石塚確斎、薩摩帰郷直前の二月に死去。「蘇門公子」は隠居後江戸に住んだ山村蘇門。「順蔵」は坦堂の通称（中島吉郎『佐賀先哲叢話』木下泰山堂、一九〇二）。

一筆謹呈仕候。時下春寒未退候等共、尊候益御機嫌克可被遊御座奉恐賀候。別此元別無相替儀罷在候条、乍憚御放意可被下奉希候。

一　忠大夫へ金拾両、扨亦野口宗蔵へ書籍代金拾九両程可被成御下、尤東沢吉左衛門へ被成御頼筈之由、旧臘之尊書被仰下候得共、未其儀無之、還而追々慥成便ニ而参候儀と奉存候。万一間違候儀有之候而者、不相叶御事ニ奉存候付、為念申上候斗候。東沢も一代侍と相成、結構ニ候得共、長詰ニ者こまり可申候。横尾勘兵衛も転役長詰相成、其頭役へ納富六郎左衛門被命候。

一　此元指而相替候儀も無御座、久留米取合一件、急埒者仕間敷由。大坂米価ナト者宜有之候由、乍然色々物入候而引足不申由。伊東喜左衛門江戸出府ニ可有之候。是金かり候迚欺誑され候様之儀有之候。色々沙汰有之候。

一　薩州之石塚此分帰郷候由、諸生寮も打替等色々有之儀遠察候。諸藩文学も同然ニ而可有御座候。蘇門公子ナト被遊御出候哉。小城之村川者出府、可被成御面接奉存候。

一　春之丞殿嘸々御成長と奉賀候。御親類之内も無御乱由奉賀候。此元親類中も無事ニ御坐候。外戚者ニも出生之ものとも有之、子女之類繁衍仕候。

一　御蔵書万巻ニ相成候御喜者先便申上候。右般蕪詩一首奉入尊覧候。御叱正奉仰候。僻郷書籍乏、且好書之者到而少相見へ申候。京師書林ナト参居候得共、一向佳書無之候。

一　武富廉斎百年忌、今廿六日ニ而、順蔵より学館其外相招キ、詩ナト遣申候。何とそ尊製扨亦小太郎殿詩も相願申参居候。其内被仰付度奉願候。

右旁為可申上如此御坐候。尚奉期後音候。恐惶謹言

正月廿六日　　古賀一左衛門

大人膝下

追啓仕候。覚大夫へ御贈物之御礼ニ私方迄被罷出候故、書付

差上申候。以上

四〇　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、某年正月二三日付）

一六・〇×六二・一糎（二枚継）。端裏折り返し。文政二年（一八一九）一一月以降江戸に出てきて間もない時のものであろう。

（端裏）小太郎様　修理

昨日者御馳走被成下別而忝、皆々様へ宜御伝被下度候。三円金ハ難有内用相弁申候。御家蔵之書之内、御門生迄拝借之書目申遣候条、不苦候者御出し被下度候。外ニ御著述より前々より色々拝見候外ニ、大惣色々候由、何とそ御詩文集扨又経説・随筆類も不差支候者相願候。四書五経・経説・洛閩之書も能熟候而、考証も毎度書問ニ候而候也。御持合候者御借被下度御座候。尚経説等ハ御面々高ふりと存候。追々樫宇其外諸君より借書と存居候。先々御礼旁迄草々御座候。不宣

端月廿三日

四一　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、某年六月二六日付）

一六・三×七四・二糎（二枚継）。イタミあり。端裏折り返し。『寄園寄所寄』一二巻は清代の随筆、『律賦揀金録』一六巻（国朝四巻・二刻一二巻）は清代の賦の総集、『如蘭集』は侗庵交友の詩を彼が編評したもの、『名山勝概記』四六巻は明代の紀行文総集、いずれも古賀家旧蔵本が宮内庁書陵部にある。穀堂江戸滞在中の書簡。

（端裏）小太郎様　修理

此間者久々緩対相楽候。乍然又々御世話被成奉痛入候。扨御約束之寄園寄所寄・律賦揀金後編不苦候中ニ御恵供被下度候。近来書籍一向無之、貴集両三包之所と如蘭集拝見仕度、是又乍望蜀御相談仕候。東都ハ容易ニ製作を不見セ風俗ニ而、唐突ニ候得共、僕者自在ニ見来候癖有之候故如斯。乍然強而ハ御相談不仕候。先日御示被下候貴文ハ、多忙未熟覧不仕候。此段為可申上如此御座候。何卒不遠内緩々可請教奉存候。不宣

六月廿六日

追而、名山勝概記之如キ臥游ニ供シ候物ハ外ニ有之間敷ヤ。近来抜冗短篇ニ而も作度候処、文思枯槁且叙記之体尚更不出来、恥入申候。日外御申談候通、何とそ月々一二篇ツヽ請益度、文会ナトも有時而致度ものニ御座候。幕朝及諸藩之制度

を聞合度志も有之候。右様之事ニ熟候人物も御指教被成下度奉希候。已上

四二　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、某年一二月一八日付）

一六・四×八九・四糎（二枚継）。端裏折り返し。「洪弟」は穀堂の実弟晋城。「万余巻楼之記」は『穀堂遺稿抄』巻三に「万余巻楼記」として収める。これも江戸滞在中の書簡。

（端裏）小太郎様　修理

厳寒難凌益御安泰奉敬賀候。先日御立寄被下候得共、草卒之至奉存候。玉川御清興老拙迄想像仕候。

一　青柳某願如何御取扱被成下候哉。何とそ届合候様有之度、あまり急キ而も宜る間敷哉、尚御模様内々ニ而も伺度御座候。

一　洪弟別紙之通申来、郷里親戚之ため毎々阿堵物之御相談、甚申兼候得共、此方ニ而も何分不相弁、僕方も当暮極差支候付、先以二方金ニ而も可差越候者、御方も御支ナラハ先右丈ニ而も可相済哉。飛脚者一両日中ニ可相立由、尚其左右ハ相伺度、此後之便ニ而者間ニ合兼可申哉と存候。〈飛脚ハ明後日ニも可相成と存候〉

一　邸より之御渡刀、灰塚喜右衛門一両日中帰着候付可申談、相心得候得共、未面接不仕候。今暫御待被下度候。

一　先日万余巻楼之記稿御痛斧被下度候。いつれ臘中一度ハ御参上、縷々可申上奉存候。不尽

十二月十八日

四三　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、某年二月二四日付）

一六・三×五三・〇糎。薄茶色料紙。端裏折り返し。これも江戸滞在中か。

（端裏）小太郎様　修理

昨日者御細答忝拝見仕候。然者洪弟より別紙之通申来、叔と嫂と婚嫁之儀、甚夷狄之風可駭可憎候得共、洪弟ナト不学妄行、家風を毀候様ニ而、甚気之毒ニ候得共、最早遂事不諫取計ニ相成様ニ内々承候。是迄万事皆々打任セ頼置末御座候。乍然此一件御当地之親戚其外へ者先々御秘可被下候。先々右為可得御意、艸々如此御坐候。書外奉期拝眉候。已上

二月廿四日

四四　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、某年正月九日付）

一六・三×七六・八糎（二枚継）。端裏折り返し。イタミあり。追而書部分は四一とつながる内容。江戸滞在中のもの。

（端裏）〆／小太郎様奉復　修理

貴簡拝誦仕候。如来示大雪厳寒之処、総門御揃御万福奉珍重候。燾病気御尋被下忝奉存候。漸々快相成、月半比より書物も出来可申奉存候。此節思之外手間取、出府以来之長病ニ而御坐候。被思召寄何より之寒具御恵投被下、別而忝照収仕候。私方病故取込ニ而追々御礼ニ一介をも可差上奉存候。郷里へ之貴書近便可差越候。但馬へハ随分御書通可然奉存候。洪弟未未（脱字カ）免之儀ハ不申来候得共、年内ニ者当分御免ニ相成候と相察申候。此段奉復迄草々御海恕可被成下候。以上

正月九日

追而、御端書委曲承知仕候。扨勝概録ハ御蔭ニ臥游仕候。外者雑書と一同、三本完越（？）仕候。何そ銷閑之ため又々御恵借奉願候。以上

四五　〔古賀穀堂〕書簡（〔古賀侗庵〕宛、〔天保六年（一八三五）〕六月一五日）

一五・六×一三〇・八糎（四枚継）。端裏折り返し、別筆にて「昌平」とある。佐賀城の火災に触れることから年代を推定した。「井内伝右衛門」は井内南涯（一七八四～一八四六）、精里門人で佐賀藩儒。「仇滄注」（柱が正しい）は清の学者仇兆鰲。

謹啓向暑之候、御揃益御清泰可被成御興居、奉敬賀候。燾、闔家無事、一類中も同然御坐候。先達而藩城火災之段、御承知可被下、封内人心恟々、此節ニ乗、節角更決之事とも有之、減官等胥徒之類迄ハ四五百人も可有之、三年限中之内、痛節縮候積候而、燾等も俸禄献納之願等差出、其間之儀ハ啜粥相暮候様之儀ニ而、一統之人気も引立、転禍為福之事も可有之哉と存候。鍋島安房、実ハ貴介弟、当年二十三歳、執政ニ被命候。伝右衛門弟子ニ而少々学問も有之候。井内伝右衛門・中村彦之丞参政格ニ被命、就右而ハ追々大夫より出府之事も可有之候。諸事格を離レ申候節縮も可有之由、夫ニ而ハ藩邸出入之人ハちとこまる訳も可有之候へとも、是ニ而勝手向其外立直し候へ者幸之事、是ハ極内々申上候。燾も当秋、藩君東覲之御供を被命候へとも、大災ニ而参府延引之御願、先例も有之、被差出候様取計ニ相成

筈ニ候へとも、当時　御住居も有之、無覚束、もし東覲有之候節、同役より両人被命、依品而者一人ニ可相成ヤ、此儀未内々ニも差分レ不申、必御待ハ被下間敷、且此秋之処、至而六ヶ敷訳とも有之、強而ハ願ひ不申候。○皇清経解六十套先達而藩より買入レ相成、ザツとあちこち寓目候処、皆以漢学主張考証之冠多候もの、其内ニ者日知録等之もの有之、朱学之仇滄注ナト之類ハ一向入不申、定而追々御覧可被成と存候。先々御伺旁草々御座候。尚期後音候。恐惶謹言

六月望　　燾

侗庵儒宗

尚々、本文之次第ニ而、親戚中之取合等も、年始暑寒書状斗候様ニメ、双方とも同然ニ有之度、御序宜御伝可被下候。乍序豚児尚又御面働可罷成宜御頼仕候。先達而草津へ為湯治罷越と申段、此元へ申越候而より、二三ヶ月無消息相案申候。元来我儘ものニ而、昌平之都合如何と相案申候。乍然游学之年限中ハ、勤学致方此元之都合宜、何分無御用捨御督責被下度、万々御頼仕候。以上

四六〔古賀侗庵・尾藤二洲〕往復書簡（某年一一月二五日付）

一七・九×四三・八糎（二枚継）。末尾近く、朱書中に自分の例として「尾字某……」とあることから、朱書は尾藤二洲と推定した。「栗」は柴野栗山であろう。なお、朱書は本文の脇あるいは文末にあるが、ここでは該当部分に挿入した。「泉本壮清君」は幕臣泉本聖忠（生没年不明）、「泉本子敬甫」はその息子の忠篤（一七五七～一八三五）、岡本氏はその後妻（『寛政重修諸家譜』巻一四八〇、竹内誠等編『徳川幕臣人名辞典』東京堂出版、二〇一〇）。孫の誠一（生母岡本氏）が侗庵と親しい（高橋明彦「昌平黌の怪談仲間―古賀侗庵『今斉諧』の人々」http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/~hangyo/work/toan.htm、二〇一七年一月八日閲覧）関係で問合せがあったものか。『金石三例』は寛政一一年（一七九九）官版で刊行された清代の書物。

一碣ニ二名此壮清ト云ハ私諡ノヨシ（朱書「コノコトハ越中ハキラヒナリ」）是ハ却而法諡ノ上二字（朱書「下ヲトルナラン」）等ヲ用ルニ如カサルヤ

泉本壮清君
配桜井氏　　之墓

金石三例ニ祔葬・合葬ノ誌銘ナトハ見へ候得共、墓表文ノコ

トハ見アタラズ。カヤウニワリ書ニシテ之墓トシテハ然ルヘカラス。（朱書「固然」）

――――君

配――氏祔　（朱書「卜申、優ニ似タリ」）

――――君

――――氏　合葬墓

コレハ旧藩老儒ノ家ナトニカク見ユルモアレト、杜撰ナランカト思ハル。但シイマタ口ニハ出サズ。（朱書「京畿ノ先輩モカク説ヲセシアリ。恐クハ杜撰ナラン」）

臆見ニテハ、ケ様ニテモアランカト存候得共、シカト典故ヲ思ヒ当ラス。唐山ノ合祔ハ、下ハトモカクモニテ、上ハ二ツ各碣アルカモシレズ。長崎唐人寺ノヤウナレハ、フタリ前ノ碣ハアルマシキヤウニ思ハル。今ノ従宜イカヽアルヘキ。（朱書「半山ガ某夫人（「氏」ミセケチ）墓碣ニ其夫ノ墓ニ合葬セルヲ記シタルヲ見レハ合葬ハスレトモ碑ハ別ニ立タルト見エ猶此類多カラン」）

○例ノ府君孺人ノコト、僭ナルヘキヤ、用テモクルシカラヌヤ。先ハ僭ノツモリト覚ルヨシノ語ナリ。愚意ハ、府君ハ事ノアツマルト云義ナレハ、通用クルシカラジ。孺人ハ明人ナトハ通用ナレト、大夫曰孺人ト云ルコト、妨アルコトナレハ、用捨モ可然カ。士人ニテ用人モアリ。国家ニ一定ノ制アルニモアラネハ、各ソノ所見ニ瑞フモ大害アラシト答フ。尊意イカン。（朱書「大夫曰――ノ古礼ニ従ヘハ、固コノ称サハリアリ。然シ既ニ夫ヲ府君トイヘバ、妻ヲ孺人トカクコト、時宜ニ叶ヘルニ似タリ。府君モト太守ノ称ナレトモ、語類ニモ子孫ヨリ尊称スルマテナレバ府君・夫人用テ害ナシトアリト誌ス。鄙見如此、猶御考可被成候」）

泉本子敬甫配岡本氏墓（「甫」ニ朱書「コノ字ヲ加タル碑面ハ記セズ」）

カク有ヘシヤト云。令先嬪ハ孝某配トナサレタルカト覚ユ。シカレハ字ナト甫ハ不用カ。（朱書「亡妻カ碣面ハ　尾字某故妻某孺人墓トアリ。是ハ栗翁ノ写シ置タル唐人トモノ碑面ヲ考テ定メシナリ。栗ノ先配モ同書法カト覚候」）

右此ニ而急キ進申候。何とそ今明日中ニ御示教奉希候。仰楚多罪

十一月廿五日

四七　〔古賀侗庵〕書簡案（宛名不明、〔文化七年（一八〇九）〕頃某月某日）

一六・二×八〇・八糎（三枚継）。四六と同様のものと考えれば尾藤二洲宛か。「亡妻」は文化七年五月没の穀堂の妻、宮。「先君子」は古賀精里。「蘭玉童子」は文化三年（一八〇六）に早世した穀堂の長子文太郎（『穀堂家事記』参照）。

別啓

甚如何ニ面働ナル義ニ候得共、郷里ヨリ燾亡妻石碑ヲ建候ニ付、法号を可書哉否之義を問合来候。王父母（平出）君ハ先君子（平出）思召ニ而、竹里府（平出）君之墓ナト御題被成候。其後ハ佐嘉ニ而死亡之者、先ノ豚児斗ニ而、是者法謚ノ字を取候而蘭玉童子之墓と題置候。今燾罷在候者、――妻――ト可致ナレトモ、追々致替候も如何ニ而、矢張何トモナシニ法謚ノ字をとり合セ、――孺人――氏之墓ト云テ可然ヤ。シカシ其夫ヨリ孺人ナト称スルコトアマリ都撰ナルニテハナキヤ、ヨツテ先慈（平出）御掩粧ノトキ先君（平出）ヨリ、墓碑ニハ何トナサレ、只今ハ何ト題シテアリヤ、アマリ典雅ニコレナクテモヨロシク候へとも、前文之通、竹里（平出）府君以来ノ例モアリ、――大姉トスルモイカヽニ付、御相談仕候条御存寄之程御知セ被下度御頼仕候。前文燾ヨリニテモ豚児及子孫ヨリニテモ改メズシテスムヤウニイタシ度候。

亡妻法謚窈質良窕トアリ。ワケハナキコトナレトモ、下ノ字ヲトリテ良窕孺人宮富氏之墓ト云テ俗ト雅トマゼコゼニシテ可然ヤ。

右両三日中飛脚立ニ而申越候条、乍御面働速ニ御答被下度候。

四八　古賀穀堂書簡（古賀侗庵宛、〔天保六年（一八三五）〕八月二三日付）

一五・六×七四・五糎（二枚継）。冒頭「復七月」とあること、佐賀城火災に言及すること、から年代を推定。柴野碧海（栗山養子）死去はこの年七月一六日、「復讐」は鷗外の小説でも知られる護持院ヶ原の仇討ちのこと。

復七月九日及十一日之貴答、追々落手連誦仕候。時下秋冷相催候処、御揃御康強可成御起居奉賀上候。此地私始親戚中も無事ニ而御座候。藩城回禄之儀被御聞及、縷々之御書上承知仕候。愈九月廿六日より上達東行ノ積ニ而、不遠可得拝顔と相楽罷在

候。但事緒紛忙、往年とハ大相違候而御座候。扨、柴野碧海物故、可悼候。都下復讐御美談ニ而御座候。子細ハ井内ナト追々出府候而、此元之様子御承知可被成と奉存候。豚児北国漫游致し、今程帰府可仕、如何之次第かと相察申候。尚又宜様御頼候。長崎へ監察戸川氏下向有之、如何之事かと存候。当秋作此方ハ相応ニ有之由、東北ハ如何と存候。先々時候御見廻旁草々御座候。尚期後音候。恐惶謹言

八月廿六日　藤馬

小太郎様

尚々、乍例御親類方へ御序宜様御頼仕候。已上

四九　古賀穀堂書簡（〔素堂〕代筆）（古賀侗庵宛、〔天保七年（一八三六）〕八月三日付）

一七・〇×二〇六・〇糎（五枚継）。緑・薄紅二色刷桜下絵料紙。「唐館騒動」は大勢の入牢者を出した天保六年一二月の騒動を指すと推定した（佐賀藩は長崎警備を担当している）。「洪助太夫」「重松喜左衛門」は晋城の子。筆跡から素堂筆と推定。

六月十八日之貴翰落手拝誦仕候。時下残暑未退候処、御一統様益御安康可被成御坐奉敬賀候。爰元ニ而相変候儀も無之、尤私病気漸々快方ニハ向共、格別大病之末ニ而未全快不仕、引入養生仕罷在、医師よりハ段々宜等と被申聞候間、御安心可被下候。此地親戚中も無事ニ罷在、洪助太夫儀、先日代官役被仰付、其弟重松喜左衛門儀、御広間番を被仰付、近日出府之筈ニ而、爰許之儀同人より御承知可被下候。悴大一郎儀も弘道館教諭役被仰付、不相似合儀難有奉存候。

一　当夏御書面之通、此方も陰雨勝ニ而漸近日晴立候得者、時々雨降格別凶作とも不承候得共、田畠者甚損候由、東北之様子も秋作不宜様ニ承り気之毒ニ御座候。

一　川崎関札一件之儀ニ付、御書面之趣承知仕、右者一藩之恥辱と相心得、一統人気不治処、公裁（平出）も無滞相済、先々仕合之至ニ御座候。是者藩としてハ先出来事之様ニ被存候。

一　瀬名氏之一件未相済由、御心配と奉存候。段々と御処分可相付と存候。爰元唐館騒動も先相静り、長崎奉行繰替ニ相成、此後入牢之唐人等、結局如何之事ニ候哉と存候。

一　江戸出立時分御蔵書拝借仕候者、大一郎より佐藤生迄致返完候様申付候。

一　暑中ニ付、御肴料百疋御恵投被下御深情千万忝奉存候。何

ぞ奉報之品可差上と存候処、病中等ニて此節届合不申、追々之儀と失礼仕候。先以奉復旁迄、草々他筆を用ひ候段御免可被下候。猶奉期後音候。恐惶謹言

八（「七」ニ上書）月三日　藤馬

小太郎様

追而、御親類中方江先々宜御伝被下度、病中ニていつ方へも失礼罷過候段、宜御申伝御頼仕候。已上

五〇　〔洪晋城〕書簡（〔古賀侗庵〕宛、〔天保元年（一八三〇）〕九月四日付）

一六・九×八八・八糎（三枚継）。緑・紅・代赭三色刷松竹梅下絵料紙。『清風堂日乗』（『佐賀県近世史料』所収）文政一三年（＝天保元年）八月八日条に「洪弟女」が昨夜死去した記事が見えることから同年と推定。「光増」は母の実家、「江里口多十郎」は古賀精里実弟。「伯兄」は晋城実兄の穀堂。「一学」は「姉公」八重の夫藤崎十兵衛か。「沢辺六左衛門」は妹富の夫。「安道」は天保五年に開かれた佐賀藩医学館の教官となった古賀安道か。

別啓

光増庄兵衛殿・江里口多十郎殿へ金子被差越候とき、銘々へ致配当候義者、先便申上候歟ト相心得候故、致又略候。

一　多十郎殿、六月末比より膈症之下地之様有之、地行至而壮健ニ有之候末、此ニ養生手後ニ相成候次第、右末比ニ至り膈症ニも可相成模様ニ付、我らニも沙汰有之候ニ付、早速伯兄・姉公・一学扨又沢辺六左衛門申談、陽絶・春台・安道〈三人者当時／之名医ト唱候人〉立会ニ而吟味、夫より押立薬療、御種人参等加入服用有之、先頃者大分回覆候得共、打戻兎角出来不出来有之候、何と申大病之下地之事ニ付、油断者不相成、此冬寒気抔之向如何可相成哉難計候。悴利右衛門、当時江戸詰ニ而明後年ならて帰期無之、依之残子共、男子一人女子二人、扨又右利右衛門妻、代〳〵看病、就中病来者（「後者」ミセケチ）利右衛門妻之宅ニ而養生有之候故、就中利右衛門妻重々介抱いたし候。江里口氏貧家ニも有之、人参其外不(?)可欠候品、我々兄弟より相弁差遣、尤余計之義者無之候。

一　僕末娘（右傍「末ニ御覧」）〈つま／十五才〉宿元ニ而未相養居候処、七月末比より疫癘相煩、安道其外相頼色々療養仕候得共不行届、八月七日死去仕候。老境ニ至最愛を失憂傷ニ而日

を過候得共、近来者勉励、情を忘役場抔へ罷出居候。御過慮被下間敷候。以上

九月四日

五一　〔古賀穀堂〕書簡（〔古賀侗庵〕宛、〔文化一四年（一八一七）〕以後某月某日）

一五・一×一〇五・三糎（三枚継）。緑・灰二色刷松・網干・落雁下絵料紙。イタミあり。「先正」は古賀精里。その没年以後と推定。四七とも関連する内容。「忠大夫」は洪晋城。「無量寺」は古賀家代々の菩提寺（『穀堂家事記』）。

一　忠大夫大坂へ之出立も来月二日比ニ相成申候。同人より先日申承候者、王父母□□碑銘出来居候処、石碑雕刻も未仕候付、先正（平出）より毎度御沙汰有之候段、同人出府之砌御咄被成候段、承知仕候。先正（平出）之思召に不相叶哉と痛奉存候。乍然右者色々訳合有之事、第一先人も御承知之前之事ニ而、被成御失念候哉と存候。先斗僕遊学之節、色々添書紛々ニ而草写候儀有之、其砌石碑ナト雕篆致候而者、公儀（平出）之事とも書裁有之、愈宜る間敷、親類抔より先々見合候様被仰付候故、先人へも申上其通仕置候。其後段々振合も好成、雕篆可得候処、帰依寺無量寺之儀、住持極々俗悪之僧而已ニ而、寺到而荒廃ニ及、墓参へさへ致候体無之候。右之儀ハ略先達而も御咄申上候と相覚候。依之先寺僧ナトかへ候か、又ハ寺を改メ候か、何レ墓参等も致候通之場所ニ相成候上ニ而、碑銘をもあり可申候。格別不取急事と存、碑文ハ先々蔵置候。此節■仰寺へ参候処、悪僧等追出シ、先以寺番抔さし置候位ニ者、右寺之預寺之様成所も致候。乍然殊外荒廃故、右様之事候。無拠外之金銭等を出候位之儀ニ而、雕刻之儀者何レ追々可仕奉存候。雖シ僻壌書家も無之、近年者内義差支ともニ而、右費用も不相弁様之儀とも有之、旁々見合居候。右ハ頗渉分疏候得共、此事之顛末ハ被成御存度奉存候故、如此御座候。已上

五二　古賀穀堂書簡（〔古賀侗庵〕宛、某年九月一九日付）

一六・二×九五・二糎（三枚継）。浅葱・薄紅色変わり料紙。『事実文編』巻四九に「古賀精里先生墓誌銘」あり、末尾「文政五年二月門人神戸城主藤原忠升、子煜書」とある。慶應義塾図書館所蔵『侗庵文集』不分巻（224/467/9）第二冊にその草稿が収められているので、侗庵が深く関与しているはずである。

同じく『事実文編』に収める侗庵の「精里先生行実」は文政二年（一八一九）二月の作（梅澤秀夫『早すぎた幕府御儒者の外交論　古賀精里・侗庵』（出門堂、二〇〇八）に原文と現代語訳を収める）で、これを縮約したものであろう。

比日秋涼差募申候処、弥御清福被成御奉職奉珍重候。然者、先君（字出）御碑文之儀ニ付、洪弟及中村一之助より別紙之通申越候。右者文章之内失事実之儀有之、且懼（ヒ）禍と申事候得共、是者不通之論と相見、既諸侯へ御頼候而出来候上、今又改鐫有之候儀、甚驚視聴候のミならす、於事体甚不可ナルコトと奉存候。且国相之致事ニ候而も其善悪皆君ニ帰候事ニ而候へ者、徒ニ回覆スル訳も無之、且先君御一人之御手柄之様ニ申と云儀も有之候得者、是ハ文家ニまゝ有之儀ニ而、抑揚頓挫之法其外、無拠訳を逐一御弁析被成度候、可然やと被存候。但失事実と申事有之候而者、不然と奉存候間、猶其所者論究無之候而ハ不相済事かと存候得者、唯今改鐫と申事御決候而不然儀と被存、且費用其外中々不相弁事ニも候得共、両人へ御答書被差出度候。懼（ヒ）禍と申論ハ至而愚怯之説と存候間、燾よりも弁明可仕候。此段為可申上草々如此御坐候。近来取紛勝ニ而御見舞も久々不仕、御別恕可被成下候。書外期拝眉候。頓首

九月十九日

追而、御惣家様へ宜様御伝詞可被成下、御頼仕候。以上

五三　古賀素堂書簡（〔古賀謹堂〕宛、嘉永三年（一八五〇）八月一八日付）

一七・八×九八・二糎（三枚継）。緑・朱・代赭三色刷麦・小桜・蝶下絵料紙。端裏折り返し。

（端裏〔謹堂〕筆）○嘉永三年庚戌八月十八日之書、元載兄

別啓

先比者御細簡無浮沈相達申候。御地無事之由、当地御同様ニ御坐候。尤去月来相続大風洪水ニて、民間之憂患不一方、此後如何可相成哉、未浅深不差別候。御地ニて上様揃物故又悼事御坐候。此地洪二郎兵衛流行病ニて物故、是又同然、追々近戚寥然、同歎之至也。不佞碌々仍旧候。此間抔ハ、近海上ニて颶風ニ投、已ニ危難候得共、先無恙着岸仕候。御放意可被下候。当年者異舶沙汰も無之候。御地如何。縷々陳度儀も御坐候得共、近来微恙之上、児女流行病ニ相■、不能細書候。別紙認置ナガラ延引

仕候聊之菓子進呈仕候。御闔家様へ宜、先ハ前断之半故閣筆申候。異聞者何卒御伝致奉希候。頓首

八月十八

五四　某書簡（宛名不明、日付なし）

一七・二×九七・四糎（三枚継）。藍・緑色二色刷朝顔下絵料紙。「崧莽（庵）」は多紀元簡の弟子で幕府医官の辻元崧庵（一七七七～一八五八）。「多紀国手」は元簡の子元堅（一七九五～一八五八）か。古賀家関係者ではない人物のものか。

尊翰難有奉拝誦候。如命余寒料峭之所、益御機嫌克被成御坐恐悦御儀奉存候。昨日ハ御来駕被下候処、家翁病中取込と八乍申、余り匆々ニ奉存候。然者、同人療治方ニ付、崧莽尊宅罷出、少々異見相陳候由、態々為御知被下、重畳難有奉存候。成程思召ニ茂一理有之様相覚候間、今夕方多紀（「喜」ミセケチ）国手被相見候ニ付、同人気ニ不障様取繕、相尋見可申奉存候。尚又崧庵より急ニ同人ニ相談有之候様仕度、不克申候得共、何分白人ニ而者国手ニ対シ差図ヶ間敷儀も難仕候条、乍御面倒御使ニ而御懸合置被下度奉存候。今夕方敝邸ニ而被相会通■候ハヽ、別而能都合ニ御坐候得共、最早刻限遅直り候故、不被相叶儀と奉存候。返々も御気付之処、態与為御知被成下、千万奉謝候。家翁よりも宜鋪申上候様申付候。拝答迄艸々乱毫御免可被下候。

頓首

正月十七日

五五　〔古賀穀堂書簡〕（〔古賀侗庵〕宛、〔天保二年（一八三一）〕頃某月某日）

一六・二×五八・三糎（二枚継）。「藩君」は穀堂が儲君時代から侍講として養育に当たり、天保元年（一八三〇）第十代藩主となった鍋島直正。その年閏三月に初めて佐賀に入ったので、その翌年あたり、江戸参勤に際して、在府中侗庵が学問指導を行うに際しての注意を書き送ったものか。

別啓

［（破損）］東上之上者、其御方へ御講書等御頼ニ可相成候旨、内々藤左衛門より承候。尤表向ニ者一向不相知事ニ而候。就右大早計ニ候得共、内々申上置候。藩君従来御美質ニ而、人欲ハ甚淡泊、治国之志も余程被為在候得共、従来藩之困窮甚敷、且卿大

夫始宿弊多、官吏人物甚乏、加之　老君之方甚以六ヶ敷、誠ニ御心労勿論存候。（右傍ヨリ挿入「過時者病と相成候由」）去春御下国以後、内分御病気勝ニ而、御気象も自然と衰候様ニ相見、御学問等も埒明不申、　御入部懸ハ格別候者、英主とも可被為成奉存候処、唯今之通ニ而ハ、甚無覚束残念之至候。と而も万事不埒明節ハ、燾も閑退讀書等を可相楽と存候得共、未左様ニ迄見限り候場ニも無之と被存候。依而（挿入「只今之様子ちと仁柔と申様之儀ニ御坐候間」）何卒剛明果断之君ニ被為成候様、御従■之御心持ニ而御講書被成度、西山公其外賢侯之事、当時水戸公ナト之事ナト御引用、兎角公者勿論俗吏ナトも奮発仕候様、事実之上ニかけ御示諭被下度、其者任御心安極密之御頼仕候。御一覧之上則御投炎可被下候。尤講釈之儀、弥十分其通と者難申、先御深秘可被成下候。已上

五六　〔洪晋城〕書簡（〔古賀侗庵〕宛、〔天保二年（一八三一）正〕月一五日付）

一七・〇×一七一・八糎（五枚継）。五〇と同筆。穀堂の日記『栞鶴草堂日記』天保二年正月一七日条に「早発、大児与原五郎右同発、先過久留米而赴肥後」とあるので、この年と推定した。

別啓

旧冬之御細書落手奉拝見候。寒中皆様御安泰之旨、奉恭賀候。於爰元伯兄其外、相替候儀無御坐候。伯兄最前年寄相談役ニ被命、君侯之方之役分少相遣候訳ニ相成、尤官事者却而閑ニ被相成候。小子依然相勤罷在候。老夫蒐裘を被営候故、小子輩も成丈隠遁之気組ニ相成候方可然、尤大事者不相離致勉強度候得共、平素者官事閑散ニ相成候様と心懸罷在候。○君侯倹約仕組等連々外廷へ催促有之候得共、従来之貧困其外色々聞食家之振合も有之、何分急ニ行届可申哉、闔境拭目望徳沢候得共、未其験無御坐、可嘆事御坐候。乍然君侯之盛徳者如形候得者、追而者廻瀾も出来可申、唯（「哉」ニ上書）急効者難期、兎角執政之才徳ニ相懸事ニ而、未何れ共難申候。御覧後御丙丁可被下候。○大一郎儀、湿病ニ付、旧冬一往内々帰家養生等仕、段々全快仕候ニ付、当月十七日より又々南肥再遊之筈ニ御坐候。此子気質豪岸、頗凌人之風有之候得共、段々最前御訓諭御文章抔も有之、其外伯兄初小子抔よりも漸々加教誨、少者客気も薄様相成申候。定而追々人情世態も解可申候。文学者出精罷在候由、先幸ニ御

坐候。○岡田氏・沢氏・鈴木氏御替無御坐候由奉賀候。沢氏之入聟不才ニ者無御坐由、大幸奉存候。岡田之嫡子、何卒天術其外を以発達有之度事御坐候。○前断国計如形半ニ而、本冬抔も桜田邸より之御助力金、全分渡方無御坐由、扨々気毒御手支と奉存候。相良求馬と古川与兵衛へ申置候得共、一統之差支ニ而不行届事与相見候。此節藤崎一学より出府を被命〈当時君侯之／御側頭役也〉、来月中より出立、坂井弥兵衛へ致交代候筈ニ御坐候。且又余田伊織〈是者小子娘を遣置候藤山／平左衛門母之兄也〉、求馬へ為交代三月中より出府之筈ニ御坐候。右両人へ其御方御助力金、成丈員数多相渡候様、相頼置可申候。時下余寒未退、随分御自玉奉願候。頓首

十五日